

厚 生 委 員 会

令和 4 年 3 月 9 日 (水)

## 厚生委員会

日 時 令和4年3月9日（水）午前10時00分開会—午後4時24分閉会  
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、中原副委員長、奥野、反保、和田、出口、道工

欠 員 1名

欠席委員 なし

傍聴議員 谷地、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長  
古橋教育長、松井しあわせ創造部長  
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長  
西総務部長、相馬財政改革部長  
窪田総務部理事兼財政改革部理事  
今坂しあわせ創造部総括理事兼住民課長  
廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長  
辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長  
松下しあわせ創造部理事兼子育て支援課長  
松本しあわせ創造部理事  
堀口保険年金課長、南福祉課長  
川井福祉課長兼保健センター所長  
太田淡輪保育所長

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠員は1名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申出について、許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 では、傍聴を許可します。

3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第2号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）」について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 「令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、181万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、身体に障害のある方に対する補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額するもので、歳出の補装具費に充当いた

します。補助率は2分の1です。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、国庫補助金、児童福祉費負担金としまして、10万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、歳出でご説明いたしますが、保育士等処遇改善臨時特例交付金として、保育所運営費、放課後児童健全育成事業運営費、施設型給付費に充当するものです。なお、補助率は10分の10です。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 続きまして、5総務費国庫補助金、総務管理費補助金としまして、355万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、歳出でご説明させていただきます。補助率は10分の10で、社会保障税番号制度システム整備事業費に充当するものです。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 次に、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、90万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、身体に障害のある方に対する補装具給付費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額するもので、歳出の補装具費に充当いたします。補助率は4分の1です。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして、729万4,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム整備事業費としまして、住民情報システム改修委託料355万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出・転入予約を行い、転入地市町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るためのシステム改修費用でございます。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 次に、3民生費、1社会福祉費、補装具費といたしまして、363万5,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、身体に障害のある方に対する補装具の各種給付費について、本年度の直近の利用実績に基づく所要見込額の算定に伴い増額補正を行うもので、内訳といたしまして、障害児補装具費給付費72万7,000円の増額、身体障害者補装具給付費290万8,000円の増額でございます。

歳入の障害者自立支援給付費負担金、国181万7,000円、府90万8,000円を充当いたします。

続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして292万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、本年度の介護給付費の直近の利用実績に基づく所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費のうち、町負担分を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、2児童福祉費、保育所運営費として、43万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、保育所に勤務する会計年度任用職員保育士の処遇改善として、収入の3%を引き上げるための措置を令和4年2月から実施するものです。なお、財源としまして、保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当します。

続きまして、7放課後児童健全育成費、放課後児童健全育成事業運営費としまして、13万8,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、淡輪深日学童保育室に勤務する会計年度任用職員、学童保育支援員、看護師の処遇改善として、収入の3%を引き上げるための措置を令和4年2月から実施するものです。なお、財源としまして、保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当します。

3ページをご覧ください。

続きまして、9子ども・子育て支援事業費、施設型給付費として43万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、町内の民間の保育施設である海星幼稚園、教円幼稚園に

勤務する保育教諭の処遇改善として、保育士等処遇改善特例事業補助金として交付するための措置を令和4年2月から実施するものです。なお、財源としまして、保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当します。

以上、当委員会付託分歳出計といたしまして、1,112万5,000円の増額補正を行うものです。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました社会保障税番号制度システム事業としまして、35万3,000円を繰り越すものです。

内容としましては、国において、法改正に伴うシステム改修の予算措置が令和3年度補正予算に計上され、臨時国会において予算が成立いたしました。この補助金は、各市町村が早期の事業着手に資するよう、令和3年度中に交付決定をされる予定です。このようなことから、今回の補正予算に計上し、早期に本事業におけるシステム改修を行うため、令和4年度に繰り越すものです。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 続きまして、循環型社会形成推進地域計画策定事業費といたしまして、147万4,000円を繰り越すものです。

内容といたしましては、循環型社会の実現に向け、廃棄物の3R施策を推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、具体的な施策を講じて、施設などの整備を図るための計画として、岬町循環型社会形成推進地域計画の策定を予定しておりましたが、基幹改良事業の整備箇所や事業費の算出に時間を要し、本年度内での計画策定が困難であることから、本委託料を翌年度に繰り越すものでございます。

坂原委員長 ただいま、理事者の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの歳出ですが、施設型給付費ですけれども、これ、保育士というのは全国的に処遇というか、低いということもあって、一応、これも言ったと思うのですが、これでいきますと、保育士の改善、1人につきどのぐらいの改善になっているのか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 代替改善額なんですけど、国が示す収入の3%程度ということで、  
大体3. 数%の改善、上乗せ額で改善しております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 3. 9%というのは、何の3. 9%になるのでしょうか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 収入の3%程度ということでございます。ただ、今回、こちらにつきましても、民間の海星幼稚園、教円幼稚園に対して、国の示す歳入額を補助金額として交付するものでございまして、それぞれの海星幼稚園、教円幼稚園の対象者は9名ずつということになっております。海星幼稚園につきましても、9万8, 140円を9人分で割った額が大体1人当たりの改善額になるかと思われれます。また、教円幼稚園につきましても、12万970円を9人分で割った額が改善額になるかと思われれます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 今、最初に聞いた改善というのは、給料に対して3. 何%を改善するという  
ことでした。結構です。

坂原委員長 ほかにございせんか。

出口委員。

出口委員 南課長にお尋ねします。2ページの補装具費の件でございまして、身体障害者補装具給付費で290万8, 000円計上されておりますけども、これは何名の方が対応されるのか。

それと、補装具というのはどういうものが種類のにあるのか、ちょっとその辺をお教え願いたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、補装具費の290万8, 000円が何名かということですが、令和3年度の見込みとしまして、全体的には46名の対象者に対する給付を見込んでおります。

補装具費とはどういったものかといいますと、耳の聞こえにくい方への補聴器とか、足の悪い方への車いすや義足とか、歩行器とか、そういったものが補装具

ということでご理解いただけたらと考えております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 私もこの分野に関してあまり知識がないんですけども、特に、介護度によって、要支援と要介護によって変わってくると思うんですけども、それによって多少の支給額が変わってくるんですか。それは関係なしに、障害によって支給額が適切に支給されるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 こちらにつきましては、身体障害者の方への給付ということになりますので、今、出口委員がおっしゃったように、介護につきましては、高齢者の介護保険ということで、ちょっとまた別の制度となりまして、あくまで障害をお持ちの方への給付ということで、身体に障害をお持ちであれば受けられる給付ということでご理解いただければと思っております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 今回、和田委員のほうからも質問が出ました処遇改善の問題でお尋ねしたいと思います。

ここへ計上されているものの内訳をお聞きしたいのですが、歳出として、3種類の記載があります。一つは保育所の運営費として、保育士等ということがあります。それから、もう一つ、放課後児童健全育成事業ということで、これは学童保育の指導員が対象なのかと思えます。それから、もう一つ、先ほど質問があって、答弁もあった海星幼稚園、教円幼稚園という民間のこども園に対する保育士への処遇改善と、この3種類が記載されているわけですね。

それで、先に言った二つ、保育士と、それから学童保育の指導員については、いわゆる公務労働に当たるわけですね。それで、この分野には、とりわけ保育士については正規の職員もいますけれども、正規職員も対象かどうか、改めてお聞きしたいと思います。

それから、対象の人数の内訳を、先ほど私立の認定こども園に対しては人数をお聞きしましたがけれど、保育士と、それから学童保育の対象人数をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松下理事。



松下しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、正規職員は処遇改善の対象かどうかというご質問なのですが、正規職員につきましては、今回は対象外ということで見送らせていただいています。

次のご質問なのですが、保育所の対象者の人数ですが、淡輪保育所が27人、深日保育所が10人、多奈川保育所が6人、合計43人ということでございます。あと、学童保育室でございますが、淡輪学童保育室が支援員が10人と看護師1人の合計13人、深日学童保育室の支援員が5人ということとなっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 保育士についてももう少しお尋ねするのですが、企業内保育みたいな保育施設もありますけれど、そういうところは今回、対象にはならないのかということと、先ほどお答えいただいた正規の職員については、なぜ対象としないのか。これは全国的な傾向でして、正規職員については対象にしない傾向がありまして、ただ、総務省や厚生労働省からは全国に通知が行っているわけなのです。正規職員についても積極的にこのお金を使ってくださいという通知も行っていますでしょう。ですので、正規職員もぜひ対象にするべきだと思うのですが、どうして対象にしないのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、対象者の企業内保育を対象とするかどうかということでございますが、今回、対象としまして、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設に勤務する職員ということになっていますので。

坂原委員長 松下理事、答弁できそうですか。

松下しあわせ創造部理事 すみません、先に後者のご質問からお答えさせていただきます。

なぜ正規職員を対象としないかですが。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 先ほどの中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

今回、実際、交付金の対象となっている対象施設としては、公的部門の本町の対象施設としましては、療育関連の子育て支援センターを除く三つの保育所、それから淡輪幼稚園、それと学童保育部門ということで、そこで勤務する非常勤職員を含めた全職員が対象ということで、もともとそういう形になっております。

ただ、正職員のお給料に関しましては、人事院勧告によってなされており、全職種に関してその給与体系を順守してきたため、正職員等に関しましては、職種バランスの均衡を安易に崩すわけにもいかず、制度の趣旨は重々、人事担当としても承知しておりますが、コロナ禍で苦勞しているのは、保育・教育現場の職員だけではないということも間違いなく、今回の正職員処遇改善はほかの府下の自治体の動向も勘案しまして、正職員は見送るという決定をいたしました。

実際、正職員と比べて処遇が同等でない会計年度任用職員に関しましては、人材確保の観点から最前線で恒常的に児童らと接する特殊性も勘案して、職種を今回限定して処遇改善を実施する方向で、今回、補正をお願いしている次第でございます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 中原副委員長の初めの質問にお答えさせていただきます。

企業内保育施設は対象となるかということなんですけれど、対象ということになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えいただいた、正規職員は今回の処遇改善の対象にはしないという残念なお答えでありましたけれども、おっしゃっていることは分からないでもないです。とりわけ、等級に基づいてお給料が正規職員の保育士さんについては決まっているという事情がありますから、そういう意味でいうと、ほかの職員の方とのバランスというのは分かります。

ただ、自治体ごとに、これに取り組んでいるところもありますからね、全国的に見ますとね。ぜひこのことについては前向きにご検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、二つ目の企業内保育のことなのですが、私がなぜそれを聞いたのかというと、ヤクルトの中と花水木の中にある保育所、あそこは、でも企業内保育と少し位置付けが違ったかとも思うのですけれども、要は、あそこで働いている保育士さんについては、この処遇改善の対象にならないのかということ疑問に思ったというところでお聞きしていたのです。それが分かれば教えてもらいたいです。

要は、保育士という資格を持って、主に子どもたちの保育に携わるという仕事

をしている人たちは、どこで働いていても、どんな身分であっても、この処遇改善の恩恵にあずかるというか、それが当たり前だと私は思うのですよ。それで、岸田首相が国会で言っているのもそういうことでしょう。だから、それを地域でもきちんと実践するべきだと思っているということなのです。

それで、今、私が言ったヤクルトや花水木の中にある保育施設で働いている保育士さんの処遇改善がどうか、対象になるかもそうですし、具体化されるのかどうかについても、もしつかんでおられたらお聞きしたいというのが1点目です。

それから、先ほど子育て支援センターの保育士は除くということが説明をされました。それについては、やはりこれは町独自のお金を出してでも、処遇改善の手当をしないとイケないのと違うのかなと思います。それこそ私は、アンバランスというか、不公平感につながると思うのです。会計年度任用職員の方については、どこの施設におられても保育の分野に携わっている方については、この処遇改善の対応をするべきだと思うのですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 町内の花水木さんとかヤクルト保育所さんとかにつきましては、対象とならないということでお考えいただければと思います。

あと、子育て支援センターで働く保育士も対象とならないかということで、対象とはならないんですけれど、今回は、実施要項では幼稚園、保育所、認定こども園等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善のためということで、子育て支援センターというのは一応、保育所ではございませんので、対象とならないということです。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原副委員長のご質問の件なんですけども、実際、補助の対象となる施設としては、三つの保育所、それから淡輪幼稚園で学童保育部門ということなんですけども、実際、今回の補正に関しましては、補助金が出る施設でまず区切って、さらに補助金が出る施設であっても、例えば保育士さんと一緒に働いておられる用務員の方であるとか、運転手の方であるとか、保育士以外の職種でいうと、看護師さんだけ入っているような状況で、職種を施設でもしばって、さらに職種でもしばっております。これは、もともと補助金の有無によって実際、

決めているような形ではあります。ただ、実際、保育所で働く保育士さん、それから支援センターで働く保育士さん、あるいは庁舎内で働く、保育士資格を持ってこちらのほうで働いてくれている保育士さん、いろんな各所で保育士さんも勤務されているわけなんですけども、確かに、私も心情的には全ての保育士さんという形で、補正なり、賃金アップなりを個人的にはしてあげたいところではあります。その対象施設のみというくくりをなくしてしまうと、どこまで広がっていったら、余計に不公平感が広まってしまいます。どっちにしろ正職員も含めて、例えば会計年度も全ですという団体は、僅かなんですけども、それから、本町みたいに、部分的に職種を限定してやるところ、あるいは近隣の団体みたいに全く何もしない、正職員もしない、会計年度もしないというところもございます。その中で、財政事情等、いろいろ勘案しまして、人材確保の観点から、最低限という形で、ほかの施設で働いている保育士さんには申し訳ないんですけども、最低限という形で、処遇改善を決めさせていただいた次第です。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 思いは同じなのだろうと今、答弁を聞いていてね。もともと国のほうで構えた施設とか職種のしぼりがあるって、お金としてはその分しか出ないと。そもそも金額だって、一桁足りないだろうという金額なのですよ、はっきり言って。フルで働いて、1箇月9,000円ぐらいという賃上げということに一応なっていますが、ゼロの数が足りないわけなのですよ、この分野で働く人たちのお給料でいうとね、ほかの業種と比べてです。そういう状況なので、こういう国の対応も活かしつつ、賃上げに結び付けるということは必要だと思うし、そこは共有する思いなのではないかと思っておりますので、何というか、廣田理事にあまりいろいろ言うのも気の毒な気がだんだんしてきているのですけれど。

やり方として、今、説明にありました。例えば、用務員とか運転手は対象外だということになっているわけですよ。いろんな工夫の仕方があって、いいか悪いかは別なのですが、対象になる人の人数分が国からお金がやってきますと。そのお金を対象外になっている人も含めて、同じように割って渡しますというようなやり方をしているところもあるのですが、そういうことはしないということですね。あくまで対象となっている方のみにお給料の引上げをする、手法としてはそういうことで間違いないのでしょうか。

うなずいておられるので、答弁してもらわなくても。そういうことなのですね。これは、でもやはり、この制度の改善をまず、これは相手は国ということになります。しっかり求めていただきたいと思うのですよ。現場で困ることが出てきますよね。本当に、皆さんも運用の在り方について検討されたであろうし、実際に行っていく中で、これはいろんな声が上がってくるだろうなとお思いだと思いますけれども、現場でこんな矛盾が起こるような制度を作るなどということをしつかり国に言ってほしいと思うのですよ。とりわけ、子育て支援センターの保育士を除くということになったら、支援センターに行きたくない、保育所で働きたいというように会計年度任用職員の方たちは思いますよ。それは、普通の人間の感覚ですよ。同じように、リスクと隣り合わせで子どもたちと接しているという仕事をしているのに、そんな矛盾を現場に生み出すような形での部分的な処遇改善ではいけないというように、本当にこれは政府の制度設計に大穴が空いていると私は思っています。

それと、穴ぼこが空いているのだったら、それを何とか町として埋める努力も今後ぜひ検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

それで、もう少し聞くのですが、この処遇改善については、ここに載っているのは、保育士とかの関係になっていますけど、介護職員、これも処遇改善ということになっていますよね。あと、看護師もそうなのですけど、もしつかんでおられたらお聞きしたいのですが、この介護士とか、あと障害者福祉の分野で働く職員だとか看護師さんなどは、直接、事業所が大阪府に申請してということになるわけなのですよ。それで、とりわけ介護の分野で働く方々については、これまでも何回も処遇改善を国は行っていますけれど、それが本当にあそこで働く人たちのお給料の引上げにつながっているのかどうかという点検ができない仕組みになっているのです。報告としても、そこまでのことは報告はいらぬということになっているのですよ。ですので、これは本当にあそこで働く人たちのお給料が引き上げられるということにつながらないといけないと思っています。岬町内の施設において、この介護や障害や医療関係で働く看護師、また准看護師の皆さんの処遇改善の申請、そんなことについて、もしお聞きになっていたら教えていただきたいと思います。

それと、介護についてはとりわけ、今回の予算でいうと、今年度なので2月、

3月分について反映されているわけですね。それで、国の制度でいうと、2月から9月までは全額国が持つと。10月以降は交付税措置ということになっていて、岬町においても負担が増えるということになりますよね。介護分野については、とりわけ処遇改善加算という格好で、利用者に負担を求めるということが懸念されるのです。その辺についても、もしお聞きになっておられたら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。

介護分野の職員の処遇改善につきましては、中原副委員長がおっしゃるとおり、府のほうで直接やっているということはお伺いしております。実際、町としましても、ちょっと現場の職員もしくは事業所の職員にどのように反映されているかという実態のほうはつかんでいないという状況になっております。

今後、介護報酬への反映といいますか、介護報酬への加算ということで中原副委員長におっしゃっていただきましたが、それにつきましては、行われているというのは聞いておりますが、そこにつきまして、町としてどのように取り組んでいくかというのは今後、検討ということでさせていただきたいと思っています。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これ、なかなか聞きづらいことかとは思っています。それぞれの独立した施設の中で、お給料をどう決めていくかということになってくるので、なかなかそこは、手を突っ込んでというわけに行きづらい問題だと思っておりますが、やはり介護分野でも人手不足というのは深刻な状況がありますから、それで、またいろいろ岬町とも連携した取組なども、町内施設で行っているところもありますし、いろんな意見交換をする機会はあるのかと思うので、ぜひ実態把握にまずは努めていただきたいと思うのです。それはお願いしておきたいと思えます。

それから、別のテーマというか、循環型社会形成推進地域計画の策定事業についてお尋ねしたいのですが、先ほどの説明もお聞きして、繰越しにならざるを得ない状況については分かりました。

それで、これは、いつ完成する見込みか。完成と言ったらあれなのかな、策定事業が完了する見込みかということについて、改めてお聞きしたいと思えます。

もともと今年度の6月の補正予算の段階では、11月末には完成させたいと。

計画の期間でいうと来年度ですので、4月から一応、計画期間というのが始まってしまっているわけですね。ですので、いつを目指して行っているのかということについて、確認をさせていただきたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

計画策定の予定時期ですが、遅くとも来年の1月までに仕上げて、翌年度の交付金の申請を行いたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 なかなか時間が、結構かかるようですね。遅くとも来年の1月までにはということでお聞きしました。何か、ほぼ1年ぐらい後になってしまうのかと。しっかりした計画を立てて、これは財政的な効果をねらってのものでありますから、それでも大分遅くなってしまうと思うのですが、それも文句を言っても仕方がないので、事業を着実に進めていただくように要望しておきたいと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第3号「令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、5繰越金、1繰越金、繰越金といたしまして、74万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、本補正予算を調整するための財源として増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3諸支出金、1償還金及び還付加算金、保険料還付金といたしまして、74万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付金について、当初見込みを上回る返還金が必要となったため、増額するものでございます。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ74万6,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

議案第4号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。



本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 委員会資料の5ページをご覧ください。

令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度の介護給付費の直近の利用実績に基づく所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費について計上するものでございます。また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

歳入について説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料といたしまして459万円の増額、現年度分普通徴収保険料といたしまして51万円の増額補正でございます。

次に、4 国庫支出金、1 国庫負担金、現年度分といたしまして、519万円の増額補正でございます。

続いて、2 国庫補助金、現年度分調整交付金といたしまして、144万1,000円の増額補正でございます。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、現年度分といたしまして、630万7,000円の増額補正でございます。

次に、6 府支出金、1 府負担金、現年度分といたしまして、240万3,000円の増額補正でございます。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、現年度分といたしまして、292万1,000円の増額補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の6ページをご覧ください。

2 保険給付費、1 介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費といたしまして、2,243万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、居宅介護サービス給付費の増加によるものでござい

す。

続いて、地域密着型介護サービス給付費といたしまして、1,033万4,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、地域密着型介護サービス給付費の増加によるものでございます。

続いて、施設介護サービス給付費といたしまして、539万5,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、施設介護サービス給付費の減少によるものでございます。

続いて、居宅介護サービス計画給付費といたしまして、440万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、居宅介護サービス計画給付費の増加によるものでございます。

次に、2介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費といたしまして、194万9,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護予防サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、5特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費といたしまして、1,035万7,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、特定入所者介護サービス費の減少によるものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして、歳入歳出ともに2,336万2,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「令和4年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の7ページから11ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

委員会資料の11ページの最後の町債について、この制度を少しお教えいただきたいと思うのですが、今年度から過疎債、過疎対策ということで認められて、当委員会の分として3件分が上がっておりますが、これは、以前、説明いただいたときには、国からまだ7割の交付税算入というのですか、戻してもらえということでは聞いていますのですけれども、この制度自体、償還期間とかいろいろとあるのかと思うのですが、いつの時点で、どれだけ返してもらう制度になっているのか、参考に、相馬部長が横におられるのでお願いします。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

過疎債のご質問でございますけれども、過疎対策事業債については、過疎市町村がその市町村の計画に基づいて行う事業の財源として、特別に認められた地方債でございます。

岬町におきましては、令和3年度に岬町過疎地域持続的発展計画を作成いたしましたので、それに基づいて掲げた事業を充当することになってございます。

財源措置につきましては、委員お示しのとおり、充当率が100%で、その元利償還金の70%が後年度の地方交付税に算入されるという制度となっております。

そして、実質的には、令和3年度から起債の発行が始まることになってございます。当初予算におきましては、令和4年度の当初予算について、初めて計上させていただきます。

国が定める地方債計画につきましては、令和3年度については5,000億円でございますけれども、令和4年度については5,200億円と聞いてございますので、200億円の増加ということでございます。

今回は、予算書のほうにも括弧して過疎対策という表記をさせていただきます。それと併せまして、過疎対策の中のソフト事業分ということで、今回につきましては、ごみ処理施設運営事業とコミュニティバス運営事業の2事業について、ソフト事業ということで計上してございます。通常、起債についてはハード事業が対象となりますけれども、過疎対策については、特別措置法がございまして、ソフト事業についても一定対象となる規定がございまして、その中身は何かといいますと、住民の日常的な移動のための交通手段の確保であったり、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全・安心に暮らせることのできる地域社会の実現を図るために特別に認められた地方債ということでございまして、ソフト事業に充当することができるというのが過疎債と通常の事業債との大きな違いかなというふうに考えてございます。

先ほど言いましたごみ処理施設とコミュニティバスの運営の併せて4,440万円でございますけれども、ソフト事業については、最低で3,500万円が発行できるという枠がございまして、令和3年度岬町におきましては、大阪府のほうから4,440万円の提示がございましたので、令和4年度の当初予算におきましても、同額を計上させていただきます。

あと償還の関係なんですけれども、事業債によって償還の期間が様々ということでございます。一般的には12年から30年というふうに聞いてございまして、そのものの耐用年数などによって違いが出るということで、ですから12年なり30年なりの元利償還金のうち、70%が普通地方交付税に算入されるといった制度の内容でございます。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 詳細にわたり説明いただきましてありがとうございます。よく分かりました。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 8ページの老人福祉の負担金、低所得者保険料軽減負担、これは、何名ぐらいあるのかと、次に、その下の総務費の戸籍住民基本台帳費補助金、これは、戸籍住民基本台帳の受付をしているけど、今、岬町で何名ぐらい終わっているのか、それを2点と、最終は、11ページのコミュニティバス、一応、コミュニティバス、西地区の乗る人が少ないと聞いているのですが、なぜ少ないのか調査をしていただき、もっと乗れるように一度調査というのですか、西地区のバスの少ないと言っているのが、それは便利が悪いのか何か、できるだけ乗るように一度調査してほしい。その3点、よろしく頼みます。

坂原委員長 答弁できますか。

南課長。

南福祉課長 和田委員の質問の1点目につきましてお答えさせていただきます。

9ページの上から六つ目、低所得者保険料軽減負担金の対象となる件数ということですが、こちらにつきましては、介護保険料の軽減のための負担金となっております。介護保険の保険料の段階が低所得の1から第3段階までの方に対する保険料の軽減のための負担金となっております。

令和4年度につきましては、まず第1段階で1,224名、第2段階で551名、第3段階で484名、合計2,259名分を見込んで計上しておるところです。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 委員のご質問、一度、ちょっとご確認させていただきたいんですけども、8ページの総務費の国庫補助金の個人番号交付事務費補助金のカードの枚数を言われておられますでしょうか。ではなかったですか。

和田委員 これについては、先日、かなり住民さんが来ていたみたいですが、前からこのカードについては少ないということだけど、今、何名ぐらいできているのか。岬町で言ったら何%ぐらいになったのか、それを聞きたいのだけれど。

坂原委員長 どうぞ。

今坂しあわせ創造部総括理事 和田委員のご質問にお答えいたします。

2月1日現在で、岬町では7,583枚、交付率でいいますと49.2%、全国でいいますと41.8%ということになっておりまして、大阪府下の町村、10町村ございますけれども、岬町では現在、3位の交付率です。

坂原委員長 辻里理事、ここで答弁しますか。一般会計の土木費の中でもあるのですけれどもね。そちらのほうがいいのかと思うのですが。

和田委員、お聞きしたいのですけれども、コミュニティバスの運行については、ここではなくて、歳出になると思うので、そちらのほうがいいのかと思うのですけれども、それでよろしいですか。

和田委員 それで結構です。

坂原委員長 すみません、お願いします。

ほかにございませんか。

出口委員、どうぞ。

出口委員 7ページの節の児童福祉使用料の中で、いつもお聞きしますけれども、保育料の滞納分で50万8,000円という金額が上がっていますが、この詳細を説明していただきたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

滞納見込分に令和3年行革徴収率32.4%を掛けたことによる数字が50万8,288円ということになっています。

それと、過年度保育料滞納者につきましては、令和4年2月末現在で8世帯12人ということとなっております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 今、松下理事から説明があったのですけれども、これ、予算でまた滞納分を上げてくるということだったのですが、私、理解に苦しみますけれども、実際、令和4年度の8世帯分で12名ということですが、ということは、令和元年、2年、3年にもこういう形があった中で、その回収もできていないままに、また今年度もこういう形で滞納分を上げているのですか。その辺はどうですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 行革徴収率というのがございまして、先ほど32.4%ということがありましたので、一定の滞納が発生するということが見込まれますので、

こちらのほうに数字として上げさせていただいているということでございます。

滞納につきましては、なるべく少なく、回収できるようには考えておりまして、ただ、今、コロナ禍でなかなか訪問とかできない状況になっていまして、徴収率も例年どおりということで、全て回収できているというような状況ではございません。

坂原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 今回、滞納繰越分ということで、保育所保育料50万8,000円計上させていただいております。これについては過去に滞納している8件分について、今回、収入が見込まれるということで予算計上させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 私、何回もこれ、保育料に関してではなく、今まで滞納分に関しましていろいろ質問をしました。給食費の問題とか、住宅の滞納分とか、質問させてもらったのだけれども、実際に、いろいろコロナ禍の時代にあって、家計が苦しい部分もあります。皆さん、頑張ってきてちゃんと納めてもらっているわけなんです。それがいまだにずっと滞納分が残ってくるという事態が、そしてまた、前回の給食費でも、10年前の部分が残っていたりとか、そういうことが多々あるので、そういう回収方法の対策はどうされているのか、少しお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 回収方法でございますが、基本、児童手当から徴収したり、戸別に訪問させていただいたり、あと、催促の電話を促したりということで、回収を行っております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 あまり私も言いたくないのですが、できる限り、皆さん、苦しい中でもちゃんと保育料に関しましても納めてもらっていますので、できたら努力をしてもらいたいという要望だけしておきます。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の7ページの上から二つ目、学童保育の保護者負担金についてお尋ねいたします。

これは、学童保育の保護者が支払う保育料の来年度の見込みということでお示しいただいているところかと思えます。

それで、学童保育の保護者負担については、ほかのものについては、例えばいろんな保険料であるとか、介護保険料などもそうですけれども、収入や所得に応じて負担の区分があるわけですが、学童保育についてはどのようになっているか、決まりについて教えてください。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 学童保育料につきましては、課税世帯につきましては月額5,200円ということになっております。住民税均等割世帯につきましては半額減免になりまして月額2,600円、非課税世帯及び生活保護世帯につきましては月額0円ということとなっております。また、同一世帯で2人以上の児童が入室するときは、その1人を除く他の児童の保育料は半額ということになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 せんだって、そちらの窓口にも声が届いているかと思うのですが、家庭環境が変わってというのは独り親になってということですが、学童保育料の負担が重いということでご相談があったりもしておりまして、もう少し負担に応じて保育料の細分化が検討できないかのご相談を受けて思いましたものですから、また機会を見て、学童保育料の料金の細分化ですね、所得に応じてもう少し細かく区切って、少しでも負担を軽くできないかということについてご検討いただければと要望しておきたいと思えます。

それから、同じページの款15 使用料及び手数料の項1 使用料、目2 民生使用料の節2 児童福祉使用料についてお尋ねしたいと思います。

保育所の保育料に関わってお尋ねします。

今、コロナで、幸いにしてというか、不思議なことにと言うべきか、岬町内の保育所は臨時休園ということは聞いておりません。それで、それは非常に喜ばしいことだと思っているのですが、全国的には保育所の臨時休園がばたばたと起こっていますよね。今後、岬町だってそういうことになる可能性がゼロではないということがありますので、臨時休園が必要になったときの対応についてお聞きをしたいと思えます。

臨時休園、休所といったようなことが起こった場合に、まず保育所の場合は、



子どもを預かってもらわないと困ると。また、預けられるケースもあるわけですよ。濃厚接触者にはなっていない、陽性にもなっていない子どもが、何とか預かってもらわなければ親が仕事に行けないというようなケースがあちこちで起こってきているわけなのですが、そういう場合に、それに対して市町村がきちんと対応したというようなことがあれば、保護者に保育料の負担は求めないと、国から措置をするという手当がなされているのですけれども、岬町については、そういったことについて考えておられるかどうか。来年度も含めて、そういう可能性はあり得ると思いますので、町内に3か所、保育所がありますが、例えば1か所で休園、休所という措置をとらなければならなくなったときに、ほかの保育所に通うことができるような条件がある場合、感染を広げないという状況にある子どもをほかの施設で臨時的に保育をするというようなことですね、具体的に言いますと。そういったことについて検討されているかどうかお聞きしたいというのが1点です。

それから、この問題に関わっていますと、そういうことが起こった場合に、保護者が仕事を休まないといけなくなりますよね。それで、子どもの休園等の影響で保護者が休まざるを得なくなって、その場合に、助成金を活用できるという制度がありますよね。その周知についても、ぜひ積極的に保護者に対して周知をしていただきたいと思いますのですが、そんなことをお考えになったことがありますでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 答弁をお願いします。

松下理事。

松下しあわせ創造部理事 今後、コロナの感染者が増えてきて、休園となった場合ですが、今のところ、ほかの保育所に児童を預けるといった考えはありませんが、また、その辺の対応につきましては今後検討しないといけないことであるというふうには考えております。

坂原委員長 もう1点ありましたね。

松下理事。

松下しあわせ創造部理事 最後のご質問の給付金の活用の周知をしているかというご質問ですが、積極的な周知というのは今のところ行っておりませんので、今後また検討して、周知の方法とか考えたいと思います。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目なのですが、これは準備をしておくほうがいいのではないかと私は以前から思っていました。たまたま休所しないといけないということが保育所については起こっていないわけですが、これは、そういうことが発生したときにどうしたらいいかということについては、もう一定の計画は持っておくほうがいいのではないかと思います。それについても、国の財源措置も作られていますので、そういう意味でも、ぜひ検討いただきたいと思います。

二つ目、今後検討したいとおっしゃってくださっていましたので、これについても、まずは保護者ですよね。制度としては、小学校等休業対応助成金というものですけれども、休まざるを得なくなって、職場に申し出て、職場の協力というのがどうしても必要になってきたりするものですから、事業所に対してもきちっと周知がなされるべきなのですが、まずは保護者に対して、こういう制度があるよと。特に非正規の場合は、仕事に行っていくらという働き方になりますよね。そうすると、休むと、途端に生活の見通しが立たなくなってしまいますので、それに対する対応として作られているものですから、そういったことについても、ぜひ行政としても、こういう制度があるけど知っているということが現場できちんと伝えていけるようになったらいいのではないかと思いますので、お聞きし、要望もしたところでもあります。よく周知についてもご検討いただくようお願いしておきたいと思います。

それから、同じページのごみ処分に関わってお聞きしたいと思います。

下から七つ目、この三つの項目、一般廃棄物収集運搬手数料と臨時ごみ収集手数料と粗大ごみ等収集運搬手数料、この三つがありますけれども、1年前の審査のときと比べますと、今年度予算ということですが、それぞれ少しずつ増えているのかというように見せていただいています。

増え方としては、連続して増えているかと見ているのですけれども、これはどういう要因によるものか。ごみの量が増えていると受け止めていいのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、お聞きしておきますが、8ページの上から八つ目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に関わってお尋ねします。

接種率が今どんな状況かということと、それから、もう一つ、お聞きしたいの

が、子どものワクチン接種の問題です。とりわけ5歳から11歳までの子どもたちも接種対象というふうになっていますけれど、岬町においては、来年度の計画というか、説明資料の中でも、この年齢に対する言及はありませんでしたので、低年齢の子どもたちの接種についてはどのような計画をお考えか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問の1点目につきましてお答えします。

一般廃棄物収集運搬手数料、こちらにつきましては、家電5品目の収集運搬手数料となりますので、予算計上の仕方としましては、3か年平均の件数によって算出しておりますので、家電のテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンなどの処分量が増えていると。その下の臨時ごみ収集手数料につきましては、粗大ごみで、軽四1台3,000円、2トン車1台9,000円、住民の方が申し込む方法となります。こちらにつきましても、3か年平均より算出しております。

ごみの量が増えているというよりも、大掃除とかなさって不要になった粗大ごみ、片付けした粗大ごみの量が増えているのが要因となります。

その下の粗大ごみ等収集運搬手数料、こちらにつきましては、粗大ごみ処理券、45リットルのごみ袋1枚500円の手数料となりますので、この分につきましても、予算計上の仕方としては、平均で上げていますので、申し込む方が増えているということになります。

坂原委員長 もう1点の答弁をお願いします。

川井所長。

川井保健センター所長 中原副委員長のご質問にお答えします。

まず、1点目の現在のコロナワクチンの接種状況でございますが、3月7日時点の国の統計資料に基づいたご報告とさせていただきます。

まず、全年代の接種ですが、現在、1回目、2回目の初回の接種が終了して、12月より3回目接種がスタートしております。まず、全年代としまして、初回接種が終わられている方が81.47%、3回目接種につきましては現在29.87%の接種率となっております。

65歳以上の高齢者の接種率につきましては、初回接種、2回目接種が済まれた方が94.15%、3回目接種が現在57.15%です。

それぞれの接種率ですが、大阪府、全国との接種率と比較いたしまして、全年代の接種率、大体同等の接種状況です。高齢者接種率につきましては、大阪府がちょうど57.69%、全国が61.03%なので、高齢者接種のほうが若干低いかとは思いますが、今現在、町内の医療機関においても、追加接種の前倒しをさせていただいております、6か月経過した者から接種を進めておりますので、この接種率のほうはこのまま進んでいくと思います。

2点目の子どもの接種でございますが、申し訳ありません、中原副委員長のご指摘のとおり、現在、準備中でして、住民の方への情報提供等が若干遅れている状況は認めるところですが、子どもの接種につきましては、5歳以上11歳以下の子どもさん、岬町内で約633人いらっしゃいます。国の報道等では、もともと2月下旬、早ければ3月から接種が始められるという報道がありましたが、やはり小児ファイザーワクチンの配給の状況を見て準備を進めておりました。現在、準備中なんです、3月から町内の6か所の医療機関におきまして、順次、小児接種を始めていく準備で、医師会のほうとも調整が済んでおります。現在、子どもへの情報提供と併せまして、接種券の配送準備に取り組んでおまして、できれば、この下旬に接種が始まりますように、3月14日以降、順次、接種券を配送していこうと思います。

また、子どもの接種につきましては、いろいろ議論がある中ではございますが、国からの指導に基づき、接種の内容、あとワクチンの安全性等の資料も全て同封いたしまして、保護者の方へ発送する予定になっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 2点とも分かりました。

とりわけ、子どもを対象にしたワクチン接種については、保護者の方も不安をお持ちだと思いますので、当然、強制ではありませんけれども、希望する方が安心して受けられる環境を迅速に進めていただきたいと思います。

もう少しお聞きしたいのですが、同じ8ページの真ん中辺りに、保健衛生費補助金とありまして、そこで二つ目のがん検診推進事業補助金と、それからその下に子ども子育て支援交付金、乳児家庭訪問等とありまして、この二つが今年度の予算と比べると、予算額が増えているようなのです。その要因をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 ご質問にありました保健衛生費補助金の額の増額ですが、まず、がん検診推進事業の補助金といたしましては、個別受診勧奨等を行う内容で対象経費に変更をしております。事業の内容としまして、何かが減るということではなく、補助金の中の自己負担額の計算内容が変わりまして、こちらのほうで、委託料の金額から国の示す自己負担額に変更したことで、若干の変更が出ております。

次の、子ども子育て支援交付金の額の増加につきましては、今年度この内容としまして、利用者負担、利用者支援事業の事業としまして3種類ありまして、乳児家庭全戸訪問、あと養育支援の訪問事業、利用者支援事業母子保健型の分を計上しております。

その中で今年度につきましては、利用者支援母子保健事業型の負担割合が変わっておりますので、その分で増額となっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今聞いた二つは、何というか制度設計上というか、どの項目を予算化するかというようなこととかが、変わったということだということですね。何か私は、利用する立場にある人が増えるのかとか、そういうことを考えてお聞きしたのですけれども、そういうことではないようで、はい。

その制度設計は私はさっぱり分かりませんから、よく分からないのですが、特段その利用する側に変更があったということではないということですね。はい、了解いたしました。

それから、9ページの真ん中より少し上、節1社会福祉費補助金の中の真ん中辺りに、身体障害者手帳無料診断事業補助金とありまして、これもその今年度予算より来年度予算のほうが大きくなっているようですね。これはこういう予算見通しが立たないものですかね、実際にやっていかないと何人の方がこの補助金を使うかというのは、分からないところではあるのですが、増額されているということは、この手帳の診断の申請をなさる方が増えてきているということなのかと思ひまして、その辺りの傾向についてお聞きしたいということが一つ。

それから、その枠の下、子育て支援課のひとり親家庭医療費助成事業補助金、これについても、そんなに大きい額ではありませんが、割合はそんなに大きくな

いけれども、増えているわけですね。それで、この要因は対象が増えているのか、給付額が増えているのか、その辺りについて分かることがあれば、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の1点目の質問にお答えさせていただきます。

身体障害者手帳無料診断事業の補助金ですね。令和4年度、32万6,000円ということで、昨年度につきましては19万6,000円ということで、13万円ほど上がっておるんですけども、こちらの算定方法につきましては、令和3年度の実績をベースに算出のほうをさせていただいております。令和3年度が増えているということで、令和4年度につきましては、そのような形で計上させていただきます。実績に基づく計上ということになっております。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 独り親家庭医療の令和3年度に比べて、令和4年度が増えている要因でございますが、令和3年12月末現在の対象者が独り親が119人に対して、児童が179人、合計298人ということになっております。

それで、少し前の令和3年3月末現在の対象者でございますが、独り親が123人、児童が193人、合計316人ということとなっておりまして、若干対象者については、減少傾向にあります。そのため、給付額が増えると見込んで予算計上しております。給付額の算定方法なんですけれども、令和3年度上半期の実績と下半期の算定方法につきましては、令和2年度の伸び率を勘案して、下半期を出して合計を出した額ということになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 直近のベースを基に、それぞれの予算計上をされているということかと思いますが、ひとり親家庭の医療費助成については、対象が減っているけれど、金額が上がっているということは、給付額が上がっていると見たらいいということかと思いますが。こういった点についても、なかなか分析は難しいのですけれどもね、どういう傾向があって、どんな手だてが必要なのかについて、それぞれお考えいただきながら、必要な財源は確保していただきたいと思います。

それで、今聞いていたひとり親家庭の二つ下のところですけども、老人医療費助成事業費補助金とあります。これは、大阪府の制度がもう完全に廃止されて

しまいますので、その影響を受けて3年連続でがくん、がくんと府からの、これ府から入ってくるお金のことなのですけれども、それが減っていつているということかと見ています。

それで、来年度はこれは恐らくここにお金を書いてあるのは、いわゆる遡及請求に対する手当をするための予算かと思って見ているのですけれども、16万8,000円が必要になるのではないかと、府から入ってくることになるのではないかとという計算かなと思います。

1年前の予算は、189万9,000円なのです。その前は386万4,000円ですね。それだけの府の補助が、この老人医療の助成事業としてあったわけです。それが、これだけ来年度については、少なくなってしまうということなのです。これは何を意味するかというと、府が出さないようになる。誰が出すの、本人ですよ。

ですので、繰り返しこれまでも求めてまいりましたが、何らかの手だてを町としてできないかと。ストレートにこの分野にというのは難しいとは思いますが。一般会計を繰り入れるとか、本当は制度として、何らかの手だてを取れるような制度をつくれるのが一番いいのですが、やはりご高齢の皆さんに対して、何らの措置を手だてを行うということが必要なのではないかと、私は今回改めて思ったのです。この3か年の府から入ってくる補助金の額の減り具合のすさまじさを確認して、改めて思ったのです。

ですので、お年を重ねた皆さんに対して、直接ここにお金を入れるということが一番いいのですが、それ以外も含めて、何らかのサポートができないものだろうかと思っています。もうこれは質問はやめておきます。

これはただ、この分野のことだけではなくて、医療費で年を取ったら病院に行く回数が増えるのが普通ですよ。薬代もかかるのは普通ですよ。若いときよりもかかると。その負担を以前は府が補助していたのに、それがなくなってしまったということで、お年を召した方への手当が薄くなっていますので、何らかの形で手だてできることはないかということ、これはぜひご検討いただきたいと質問はやめて、要望に変えておきたいと思います。

委員長、まだもう少し聞いてもいいですか。

坂原委員長 ほかの方はございませんか。

そうしたら一旦、反保委員、どうぞ。

反保委員 ちょっと10ページの掲載している中で、お聞きします。

上のほうに、地域自殺対策強化交付金とありますが、今どういった対策を取られているのかが一つと。

行のちょうど中間ぐらいに死亡人で、行旅死亡人42万円とありますけれど、42万円ということは、どれぐらいの方がそういう対象者の人数になっているのか、ちょっと教えていただきたいのと。

それから、最後にペットボトル売払代金96万6,000円、非常に大きな金額ですが、これは家庭ごみから出てくる分でしょうか。

その3点を少し教えていただきたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 1点目の地域自殺対策強化交付金につきまして、反保委員のご質問にお答えします。

現在どのような内容を行っているかというご質問ですが、現在こちらですね、こころの体温計という、インターネットで行うメンタルチェックシステムを導入しております。また、こころの健康相談といたしまして、公認心理士による個別相談を実施しております。あと、精神科医の方によります、こころの講演会、先日開催させていただきまして、そういったところで自殺対策防止についてのお話をさせていただいています。

今年度実施が困難だったんですが、ゲートキーパー研修といいまして、自殺予防対策の一環としまして、地域の方々と自殺に気づいて医療へつなぐ、そういった相談を行うための視点を養う研修をしていきたいと考えております。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 反保委員のご質問にお答えします。

行旅死亡人取扱交付金、42万5,000円ですが、2名分を見込んでおります。

続きまして、ペットボトル売払代金につきましては、第2、第4水曜日の家庭から排出されるペットボトルの分です。

反保委員 わかりました。

坂原委員長 よろしいですか。ほかの方ございませんか。



では、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 委員会資料9ページの項2府補助金の目2、節3児童福祉費補助金の上から三つ目の安心こども基金特別対策事業費補助金、これは何に充当するのか教えていただきたいというのが1点と。

10ページの上から二つ目の、新子育て支援交付金、妊婦歯科検診等とありますが、これは徐々に予算額が引き上げられているようですので、その要因をお聞きしておきたいと思っています。

それから最後ですが、11ページのこれは諸収入、雑入の中ずっと説明が続いておりますが、この中に児童発達支援事業給食負担金という項目がなくなっております。来年度については計上されないということは、入ってこなくなるということになるわけですが、その点について説明をいただきたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えしたいと思います。

まず、安心こども基金の充当先でございますが、主に人件費に充当するということで予定しております。

2点目の児童発達支援の項目がなくなってるというご質問ですが、こちらについては、今まで給食費を負担していただいていたんですが、障害を持たれた子どもさんということで、大変な状況も勘案しまして、こちらの負担につきましては、保護者の強い要望もございまして、こちらもかなり検討させていただきまして、それで今回無償化ということで、こちらの利用料につきましては無償化ということにさせていただきました。こぐま園ということを指しております。

坂原委員長 もう1点ありましたね。

川井所長。

川井保健センター所長 中原副委員長ご質問の新子育て支援交付金、妊婦歯科検診等が年々増加しているということでのご質問ですが、まず、こちら新子育て支援交付金のこの妊婦歯科検診等の中身なんですが、妊婦の歯科検診に係る委託料、あと不妊不育治療費助成事業に係る助成金で、産前産後ヘルパー派遣事業に係る委託料、心理巡回相談事業といたしまして、公認心理士による保育所、園所、また保健センター等での発達相談等の報償費を充てております。

今年度まず増加しまして、令和3年度は不妊不育治療費助成事業の上限を5万

円から10万円に上げたことで増加をしております。で、今年度につきましては、昨年度の利用実績を見まして、それぞれの金額が少しずつ上がっております。すみません、ちょっと詳細は今すぐお答えすることができなくて、申し訳ないんですが、利用実績に見合って増加をさせたという内容になっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 二つ目にお答えをいただいた児童発達支援事業給食負担金のことですが、お答えの中から、非常に担当課としては苦勞して検討したというようなお答えで、保護者の強い要望もありということで、保護者の要望に何とか応えられないかというご検討をされたということが、よく分かりました。

それで、これは予算の説明資料の児童発達支援事業給食無償化という事業名で、こぐま園利用児童の給食負担金の無償化を実施しということで、新規施策として取り込まれるものですので、保護者の負担がなくなるということで、ここの入ってくるお金からはなくなると理解いたしました。

金額としては、町の負担はそれほど大きいわけではないし、もしかしたらそういう意味では、保護者の負担もそれほど大きいわけではないですけども、岬町では、子育て支援の拡充を本当に頑張って進めてきておられまして、給食費の無料化もほかの自治体と見比べても、非常に手厚くなさっているというふうに私は思っているのです。その部分で取り残されていたのが、この障害児に対する給食費無償化の部分であったと思いますので、その分野にも努力をして幅を広げて、さらに子育て支援の拡充をという努力をなさったということであると確認させていただきました。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 では、再開は13時からといたします。

(午前11時54分)

(午後 1時00分)

坂原委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております、本委員会所管内訳表を合わせてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

予算書64ページ、65ページの目6交通安全対策事業費、76ページ、77ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員どうぞ。

奥野委員 1点お聞きいたします。

予算書65ページで、防犯カメラの設備点検委託料、町内には何基設置されておられますか。それだけお願いします。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 ここにある防犯カメラ設備点検委託料ですが、各駐輪場に設置している防犯カメラになりますので、9台分のカメラとなります。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 参考に駐輪場以外にも何台かあるということですね。参考に。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 防犯カメラの設置につきましては、危機管理担当になると思いますので、よろしくお願いします。

坂原委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 今、辻里理事のほうから、ご答弁させていただきましたように、防犯カメラを駅の駐輪場に設置している生活環境課と、自治区で設置している危機管理担当部署の防犯カメラと、警察からの依頼に基づいて設置している防犯カメラ、これも危機管理担当になりますので、明日の総務文教委員会の所管となります。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今議論になっていた防犯カメラの問題で、ここではデータ情報の提供手数料という項目もありますので、今年度データの提供を要求に基づいて、データの提供があったのかどうか、お聞きしておきたいというのが、1点と。

それから、76、77ページの上のほうで、戸籍住民基本台帳費のこの節1報酬のところにあります会計年度任用職員報酬と、それから節2の給料、これ合わせて10人分というふうになっておりますが、この中に、みさき公園の駅前の住民票等の発行コーナーに配置される人のお給料なども入っているのかと思っておりますが、それに関わってお聞きします。

発行コーナーは現在、火曜日、木曜日、土曜日の9時30分から15時30分ということで運営されていると思うのですが、来年度も開設としては、今年度と同様とお考えか。

それから利用者数の状況について、直近まで結構ですので、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問の1点目につきまして、防犯カメラデータ情報ですが、令和3年度につきましては、淡輪駅の和歌側の防犯カメラの1件の提供がありました。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 中原副委員長のご質問にお答えいたします。

みさき公園駅前の発行コーナーにおける利用者数は、令和3年4月から令和4年の2月までの開所日が135日で、来所人数は合計で350人です。1日平均2.9人の利用となっております。証明書の発行枚数につきましては、463通で、1日平均3.4枚となっております。

令和4年度の開設日につきましては、令和3年度と同様に、火、木、土、開設時間につきましては9時30分から15時30分の予定にしております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1件目にお答えいただいたデータの提供ですが、この1件についても、きちんと町長に確認をした上で提供しているということによろしいでしょうか。

それから、76、77ページで、戸籍住民基本台帳費の中にシステム改修に関わる予算があつたりするのですが、来年度の計画として、この住民情報システム

であるとか、戸籍電算化システムであるとか、それに関わる改定でどのようなことが計画されているのか、お尋ねしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目の防犯カメラデータ情報の件につきましては、町長決裁により情報提供を行っております。

坂原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 ご質問にお答えいたします。

新しいシステム改修の委託料としまして、令和元年5月31日に戸籍法が改正されまして、それに伴うシステム改修がございます。内容につきましては、行政手続における戸籍謄抄本の添付省略ということが改正されました。戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略、あと本籍地以外で戸籍謄抄本が発行できるように、システム改修を行う費用がございます。

それにつきましては、戸籍電算化システム改修委託料の532万4,000円。あと、戸籍その委託料の下から二つ目の戸籍電算化システム関連機器設定委託料5万5,000円。一番下の戸籍システム符号取得関連業務委託料39万6,000円。あと残りですね、17の備品購入費、この中に23万9,000円でA3スキャナーというのが、備品購入費で含まれております。この1、2、3、4点が今説明させていただいた戸籍法の改正に伴うシステム改修に伴うものでございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、お答えいただいたシステム改修に関わる改定について、A3スキャナーを備品購入費として買うお金が、23万9,000円ということでした。それ以外のものは、どんなものを機械器具費として計上しておられるのか。来年度については、機械器具費が少し大きな金額になっているように見受けられますので、どういったものかというのをお聞きしたいということと。

それから、この予算の説明資料の中で、税システムはこの委員会ではないのか。そうか。あと、社会保障税番号制度への対応というのも、明日議論になることなのかしら。何か私ここに、今言っている76、77ページのところに、税番号システムに関わることは全部載っているのかと勝手に思い込んでしまっていて、それで、予算の説明資料の中には、二つそれに関わるのかと思われる事業が書かれ

ていたもので、それかと思っていたのですけれど。

明日ですねこれは。明日なのかな。誰か分かる人がいたら、分かったら教えてください。

それで一つはさきほど機械器具費のことをお尋ねしました。それから節13使用料及び賃借料のところ、上から二つ目の住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料とありまして、これも何か来年度、いつもと違うことがあるのかと思ったのですが、例年どおりなのでしょう。

坂原委員長 答弁をお願いします。今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 1点目の機械器具費の中の残りどういうものかということなんですが、マイナンバーカードの所有者が、転入等で住民窓口に来られた場合に、券面情報を更新しないといけないということで、券面プリントシステムを、住基システムと連動させて、印刷するというプリンターがございます。それが97万9,000円になっております。機械器具費の残高はその1点になります。これも補助対象という形になっております。

あと、住民基本台帳ネットワークシステムの機器リース料77万8,000円ですが、これは、マイナンバーカード個人番号カードの交付事務手続を行うに当たりまして、統合端末、窓口で使ってる端末がございます。これが、今までは総務課で予算対応をしてリース契約をしておりましたが、今回更新するに当たりまして、適正な予算の執行を図るために、住民課において予算措置をしたということでございます。

坂原委員長 今坂総括理事、今の説明で何と言いましたか。

今坂しあわせ創造部総括理事 券面。何々券という、面はその面ですね。この券の表面の面ですね。表面、裏面の面です。券面プリンター。

坂原委員長 カードの表面ということですか。

今坂しあわせ創造部総括理事 そうです。

坂原委員長 西部長

西総務部長 すいません。先ほどご質問いただきました、社会保障税番号制への対応の予算の件でございますけども、これにつきましては、67ページの総務管理費の中の総務課の費用となりますので、明日の文教委員会の該当予算ということになります。

坂原委員長 では、ほかにございませんか。もうよろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。

予算書の84ページから109ページをご覧ください。

ただし、94ページから97ページの目9文化センター費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 2点質問させていただきます。

まず、93ページの淡輪老人福祉センターの指定管理委託料なのですが、昨年度も私この件を申し上げて、今特にコロナ禍の中で、貸館の収入が全くないという中で、この委託料そのものも昨年度とまったく変わってないですよ。その辺の収入源が断たれていることに対する対応を、何かお考えになっているのかどうか。まず、その辺を聞かせてください。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 道工委員のご質問にお答えします。

淡輪老人福祉センターの指定管理委託料ということでございまして、こちらにつきましては、令和3年度、本年度からですね、新たな指定管理の期間ということになっておりまして、令和2年度で一旦、指定管理の期間は終わって、令和3年度から新たな期間が始まっております。

その際に、指定管理料につきましては、一定の見直しを行わせていただいて、令和2年度までの指定管理料から比べて、令和3年度以降の指定管理については、幾分か増額はさせていただいているところでございます。

その中でも、やはりコロナ禍で利用のほうが少ないというところの話もございまして、ということでございまして、そこにつきましては、また今後、指定管理者の方と協議のほうをさせていただいて、できる対応がないかどうかの検討はさせていただきたいと考えてます。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 増額って言っていますけれども、令和3年度の予算書と全く数字が一緒ですけども、その辺はどういうふうにご考えておられるか分かりませんが、深日会館も私前に申しあげました。こういう管理を委託している施設、しっかりとその辺を考慮してあげないと、本当に管理が大変な状況になっていますので、これは途中からでも結構ですから、十分その辺の中身を調べていただいて、補正なら補正で対応するとか、考慮してあげていただきたいということを、まず。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 先ほどの質問の補足をさせていただきます。

私申しあげたのは、令和2年度の委託料から比べて、令和3年度が増額したということをご申しあげたつもりだったんですけど、申し訳ございません。その回答でございます。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 ひとつ、その辺しっかりと管理できるように、体制をひとつとしてあげていただきたいと思っております。

もう1点、101ページの工事請負費のところ、淡輪保育所の避難用の滑り台の撤去工事とありますが、撤去するだけで、もうあと付けないのか、もう必要がないのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思っております。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 道工委員の質問にお答えさせていただきます。

淡輪保育所の非常用滑り台の撤去工事ですが、こちらについてはもう撤去して、後に設置するというごことはございません。撤去のみということになります。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 撤去して後もしないということは、そもそもこの滑り台は要らなかったのですか。その辺の感覚どうなのですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 道工委員の質問にお答えさせていただきます。

この非常用滑り台につきましては、長年老朽化が進んでまして、児童が滑ったらけがするような状況にもなっておりますので、改修工事もし、そのまま使うようでしたら、改修工事が必要になってくるんですが、改修工事っていうのは多



額の費用がかかりますので、それほど児童も使っておりませんので、特に必要性もそれほど感じませんでしたので、今回撤去ということにさせていただくことになりました。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 言っている意味がね、全然分からないですね。これ避難用に滑り台を造ったのでしょうか。建設当時から。必要だから滑り台があったのと違うのですか。もう避難しなくてもいいということ、みんな子どもが死んでもいいということですか。少しこの辺の考え方おかしいと思うけれど、その辺どうですか。

坂原委員長 太田所長。

太田淡輪保育所長 その滑り台のことですが、多分、多分と言いかたおかしいですけども、保育所を建設するときには、設置基準として必要かとは思いますが、現在いろいろ調べましたところ、ほかに階段があるんですね。避難する用のもう一つ階段がありまして、それがあれば滑り台に関しては、設置されていなくても大丈夫であるということ、消防署などで確認してありますので、確認した上で撤去することになりました。それでよろしいでしょうか。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 それは分かっています。ただね、安全に階段を下りるよりも、滑り台を滑って下りるほうが、避難するときは安全なのです。階段で重なってしまう、折り重なってしまうということもありますから、当初からあるのだからね、やはりこれは、私は撤去だけではなく、改修をきちんとしてあげていただきたかったなど。一部の父兄からも私は聞いています。

その辺はやはりもう少し、配慮をしてあげないといけなかったのと違うかなと思いますので、今回の撤去工事だけですから仕方ありませんけれども、あと、また一つ滑り台のそういうことも、これに代わるものをやはり考えてやっていただきたい。これだけは一つ要望として言わせてもらっておきます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 89ページの上から10行ぐらいですけど、広域福祉の共同処理事務の事業負担金となっているのですが、この負担金というのは、どこかとういう会をこしらえていると思うのですが、どこですか。

坂原委員長 はい、答弁をお願いします。

南福祉課長。

南福祉課長 和田委員のご質問にお答えさせていただきます。

広域福祉共同処理事務事業負担金ということで、826万5,000円を計上させていただいてる分ですけれども、こちらにつきましては、平成25年4月から泉佐野、泉南、阪南、田尻、熊取、岬の、3市3町で福祉に関する事務を、3市3町で共同して設置している事務業務でございまして、事務所につきましては、泉佐野市役所内に3市3町の広域福祉課ということで設置して、そちらのほうで共同事務を行っているものでございまして、そちらに関わる広域福祉課の事務に係る費用を、3市3町で分担して支払っているというもので、令和4年度分につきましては、こちらの金額を負担するということになっておるものでございます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 はい。分かりました。

次にね、91ページの、福祉課、委託料のところ、使用料、行にしたら5行目ですけど、使用料及び貸借料というのですか、福祉課のガス、リースだけれど、これどこの課になるのかな。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 ガス警報器の使用料でございますね。こちらにつきましては、福祉課で所管しております老人憩いの家がございまして、そちら12か所に係るガス警報器のリース料を計上しております。

和田委員 老人憩いの家というのは、淡輪のあの老人のあれかな。

南福祉課長 老人憩いの家でございまして、老人福祉センターとはまた別で、深日とあと多奈川、淡輪に設置している部分でございます。

和田委員 深日と淡輪ですか。

南福祉課長 深日と淡輪、多奈川、孝子、それぞれ全部の地区ではないんですけども、12か所ございます。

和田委員 結構です。

それから次に、93ページの子育て支援課、ひとり親のやけど、ひとり親の下から4行目ぐらいかな。これはどうですか、ひとり親というのは、私もひとり親であったことがあるのだけど、男のほうが多いのか、女のほうが多いのか、どちらぐらいですか、親は。

坂原委員長 はい答弁をお願いします。

松下理事。

松下しあわせ創造部理事 父子家庭、もしくは母子家庭が多いかというご質問ですか。

母子家庭のほうが多いということでございます。

和田委員 母子家庭のほうが多いということは、女のほうの親が多いということですか。

坂原委員長 松下理事、どうぞ。

松下しあわせ創造部理事 はい。委員を言われるとおりでございます。

和田委員 何%ぐらい。男と女。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 すみません。パーセントまでは把握しておりません。申し訳ございません。

和田委員 はい。結構、結構。

次は、95ページの上から3行目のところに、健康ふれあいセンターの指定管理委託料ですが、現在この健康ふれあいセンターは前と変わらないぐらい入場者が来てるのかどうか。それ1点お願いします。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 和田委員の質問にお答えします。

健康ふれあいセンターの利用者数の状況でございますが、一番年間で直近が出ておりますのは、令和2年度、令和2年度1年間で、7万2,377名の利用がございました。

本年につきましては、1月末までが、今現在集計ができておりまして、10か月分ですね、それでいいますと、5万9,018名ということで、なかなかちょっと比較ができないんですけども、令和2年度の同じ10か月で比較しますと、昨年度と比べてほぼ変わらないぐらいの利用者が今おられます。

ただ、やはりコロナの影響で、緊急事態宣言が出たり等しましたので、一部プールのほうの利用を控えたりとか行っておりましたので、令和元年度とか、平成30年度とか、コロナ以前に比べましては、やはり利用者数のほうはかなり減ってきている状況でございます。

和田委員 今あれ、昨年と今年ですか。例えば5年か10年ほど前のことからいうと、どんなものですか。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 すいません。今手元にある資料が、平成30年度以降の数字しかないんですけども、平成30年度の利用実績が9万5,963名ということで、本年度は1月末までで5万9,018名ということで、そう比べると、やはりコロナの影響もあり、かなり減ってきている状況であるかなと考えております。

和田委員 現在は、今5年ほど前の半数ですか、9万人と5万人ということは。これこのふれあいセンターを、今度やはり宣伝するというのですか、あれですけど。少しでも人数増えるようにしたら、いいのところがうかな。

減ってきている。今コロナで減ってるのもあると思うのですが、今コロナで減ってるというのは、もう3年ほど前から大分減っていたということですから、5年前で9万で、現在5万ということは、半数に落ちてるということですね。

健康ふれあいセンター、そんな宣伝するといったら何ですが、やはりできるだけ使用してもらうように、少し宣伝だけけど、そういう健康ふれあいセンターを使えるように、使っていただくような一度方法を考えていただきたいと、それを要望しときます。

していただけますか。

坂原委員長 今のは要望ですか。答弁を求めるのですか。答弁できますか。

南課長。

南福祉課長 健康ふれあいセンターの利用につきましては、指定管理者と協議しながら利用者増に向けて、いろいろなイベントの周知などをやっていきたいという話はあるんですけども、やはり今コロナ禍でございますので、難しいところがございます。

コロナが収束いたしましたら、何とか利用者が伸びるような措置というか事業いろいろ検討していきたいと思っております。

和田委員 委員長。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 そういう健康ふれあいセンターの宣伝といったら、やはりこれは業者がするものか、町がやはりしないといけないと思うのですが、どうですか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 当然町のほうもそれはさせていただきますので。ただ、指定管理に出してお

りますので、業者、指定管理者と一緒に、町もやらせていただくと申し上げた次第でございます。

和田委員 よろしく頼んでおきます。結構です。

坂原委員長 ほかにございませんか。

奥野委員。

奥野委員 予算書の85ページの給料の2の給料で、一般職給14人という数字が出ておりますけれど、昨日の事業委員会でも、その辺少しお話があったのですが、例えばですね、ここでしたら、このうちの何人かがシルバーへ行くだとか、そういう方がおられるのかどうか。お教えいただきたいと思います。まず1点目はそれです。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 奥野委員のご質問にお答えします。

予算書の中の、このお給料の項目につきましては、基本的には昨年、令和3年11月1日が最終の人事異動で、現在の人員配置、現行の人事配置に基づいて予算要求をしております。なので、この中で支弁する職員の中で派遣されるかどうかというのは、今のところ、派遣人事に関しましては今検討中でありまして、その部分に関しては特に反映されてはございません。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 分かりました。まだ確定ではないということで、今のところ、答弁はそういうのでやむを得ないと思います。

では次に、91ページの18で、シルバー人材センター活動補助金で、これの関連でお聞きしたいのですけれども、中学校の下に今度新しく事務所が開設、もう工事ができていると思うのですが、参考に、いつ移転される予定なのか、それだけお教えいただきたいと思います。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 事務所の移転につきましては、4月頃とは聞いております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 もう業務を4月からというわけではないのですね。まだ。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 具体的にいつというのは確認してはいたのですが、建設が済んで今

後移転する準備も含めて考えると4月頃かなというのは聞いております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 また新しいところでいろいろまたやっていただきたいと思います。

それと、もう1点。先ほど和田委員からも聞かれていた95ページの健康ふれあいセンターで、もう少しお聞きしたいと思います。

道工委員からも、先ほど別の指定管理委託料で料金の云々の話があったのですが、ここもピアツァ5もコロナ禍でいろいろと入場者も激減していると思えますけれども、そういう場合の委託料の、休館があった場合の金額変更であるとか、入場者が減った場合の増額分とか、その辺の契約内容というのは分かりますか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

指定管理者の指定管理料につきましては、5年間の指定管理期間であります、毎年、年度契約で指定管理料のほうは決めさせていただいております、その中に不可抗力等で損害を被った場合という条項もございますので、そういったところも活用しながら、休館等で減収した分につきましては、指定管理者様といろいろ協議をさせていただいて、今後決めていきたいと考えております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 当然、協議されないといけないのですが、やむを得なく休館という場合も、コロナ禍で、まだこれからどうなっていくかというのが予測できませんけれども、その辺、十分業者さんとまた今後話し合いもしていただけたらと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。

出口委員。

出口委員 先ほど、私も挙手をしたのですが、奥野委員との質問が重なりましたが、実は91ページの節の負担金、補助及び交付金の件で、シルバー人材センターのことでお聞きしたいと思います。

私も19年前に一般質問で、シルバー人材センターの立ち上げをということで一般質問をしたのですが、その中で、このシルバー人材センター活動補助金ですね。この983万9,000円という補助金ですけれども、これはどういうふうな形でこの金額を算出したのか、それを教えていただきたいのと、年間の、要するにシルバー人材センターの売上金額といえますか、総トータルはどれぐらいの

売上げになっているのか。

それと、全国シルバー人材センター事業協会会費と大阪府のシルバー人材センター会費の部分で、3万円と5万円ですけれども、実際に業務内容、活動内容はどうのような活動をされているのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

シルバー人材センター活動補助金につきましては、こちらの補助金の算出基準につきましては、基本、国の補助金がありまして、国の補助金と同額を町が補助するという仕組みになっております。

国の補助金の算出基準につきましては、シルバー人材センターの規模ですね。会員数であるとか、そういったものの規模に応じまして、運営費で幾ら、あとは事業内容で幾らという、ある一定の金額が決められておりますので、今現在につきましては、国の補助額と同額を岬町としては補助しているという状況になっております。

最近のシルバー人材センターの受注額というんですかね、令和2年度の実績としましては、受注件数のほうが607件、就労の延べ人数としましては1万2,899人、契約金額といたしましては、トータルで7,688万7,109円というふうに向っております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 さきほどの全国シルバー人材センターと。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 申し訳ございません。

最後の質問の全国シルバー人材センターの協会会費と大阪府のシルバー人材センターの協会会費ですけども、こちらにつきましては、シルバー人材センターのほうが大阪府の協会、もしくは全国の協会と加盟することで、いろいろな情報を得られたり、補助金の情報を得られたりとか、そういったこともございますので、それを岬町としてそちらの協会に加盟するというふうになっておりますので、そちらで加盟しているという状況です。

大阪府と全国のシルバー人材センターのつながりといえますか、そちらのほうでしっかりと情報が頂けるように、そういった協会に加盟しているという状況でござ

ざいます。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 実は、19年前に一般質問をしたときには、まだ町村にはシルバー人材センターが設置されていなかったのです。1か所、宮城県の七ヶ浜というところには1か所だけあったのだけれど、今現在、大阪府下ではもう町村には全部シルバー人材センターは設置されているのかな。その辺、分かれば教えてください。分からなかったら結構ですよ。また、後日で結構ですので。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 正確なデータを持っておりませんので、分からないというのが正直なところなんです。かなりの町村が設置されているとは聞いております。また、正確な資料につきましては後日お届けさせていただきたいと思います。よろしく願います。

坂原委員長 ほかの委員、何かございませんか。

副委員長、ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 資料をお願いしたいと思います。95ページの健康ふれあいセンターの利用者数について、先ほど和田委員からも質疑がありましたけれども、内訳ごとの資料を頂きたいと思います。公衆浴場、プール、その他、合計という格好で、資料を作成していただいて、またご配付いただきたいと。

期間については、2020年度、先ほど合計数を言われましたけれども、その内訳と。それから、2021年度、今年度の1月末まででしたらお分かりかと思っておりますので、内訳を配付させていただきたいと思っております。

それから、健康ふれあいセンターについては、利用者の方から、先ほど和田委員から、もっと利用を促進するよという要望があったのと同様の声が私のほうにも寄せられておまして、とりわけトレーニングジムへの不安の声も併せて寄せられまして、というのは、機材のみが設置されていて、スタッフがいないということに対して、けがや事故があった場合、すぐ対応できるのだろうかということで、不安の声も併せて寄せられていました。

その方は、せっかくああいう良い施設があるので、もっとたくさんの方にぜひ利用してもらいたいと思ったということをおっしゃられていたので、ぜひ指定管



理者と協力しながら利用の促進に努めていただきたいと要望しておきたいと思  
います。

それで、今機材のことね。トレーニングジムの運営のことなのですが、基本的  
に利用者が自分でトレーニングするというのが基本かと思うのですが、先ほど紹  
介したように、1人で機材を活用するというのは少し危険な面も確かにあるかな  
と思うのですが、実際はどのようになされているのか。もしご存じでしたらお  
聞きしたいと思います。指定管理者が運営されていることですので、細かいこと  
が分からないのかもしれませんが、もし把握しておられたら教えていただきた  
いと思います。

それから、101ページの節14工事請負費についてお尋ねします。先ほど議  
長のほうから、滑り台の撤去のことの質問があって、私も撤去するだけなのだ  
と、少し不安には感じながらお聞きしておりました。避難経路については、幾つかあ  
るほうがいい、望ましいということもありますので、撤去するだけでいいのかど  
うかについてはお考えいただきたいと、私からも要望したいと思います。

それで、その今言った滑り台撤去工事の上と下の部分ですね。保育所のトイレ  
の改修、それから給食用リフトの更新ということで、来年度については他の保育  
所で幾つか改修・更新が行われるようであります。

これは、内容について細かいことはお聞きませんが、必要に応じてなされる  
ものであろうというふうに思っているんですが、委員長に要望なのですが、ぜひ  
視察に議会としてか委員会として、工事が終わってからとかでもいいかもしれ  
ませんが、行きたいなと思っていますので、ご相談いただきたいと思います。また、  
後ほどご検討いただきたいと思います。

それから、103ページの真ん中あたりに節14工事請負費とありまして、児  
童遊園整備費のところに当たりますが、児童遊園のフェンスの改修工事と手すり  
の設置工事ということで予定をされているようであります。以前、児童遊園につ  
いての整備の要望もしたところでもありますけれども、来年度についてはどこの児  
童遊園のどんな工事を予定されているのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 答弁をお願いします。どちらから。

松下理事、どうぞ。

松下しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

まず、児童遊園フェンス改修工事でございますが、場所は16区の児童遊園でございます。こちらの児童遊園のフェンスがかなりぐらぐらしておりまして、既存のフェンスを撤去し、基礎石を設置した上で新しいフェンスを設置する予定でございます。

続きまして、児童遊園手すり設置工事でございますが、こちらにつきましてはみさきヶ丘の児童遊園になります。自治区のほうから、転倒の危険性があるので、こっちの階段を利用するときに転倒の危険性があるので、外部階段の手すりの設置を、つけてほしいという依頼がありまして、今回、予算に上げさせていただいた次第です。

坂原委員長 続いて、答弁をお願いします。

南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

健康ふれあいセンターのトレーニングジムの利用方法の確認ということでございますが、私も以前、トレーニングジムに関しまして、現地に行って、現地の責任者の方と打合せさせていただいたときに利用方法等の確認もさせていただいたこともあるんですが、たしかそのときは、初めて利用する方につきましては一通りの説明を行っていただいていたかと認識しております。今現在、先ほど中原副委員長がおっしゃいましたとおり、スタッフが常時いてないというような状況になってるということでありましたら、そのあたりにつきましては安全の問題もございまして、指定管理者のほうと協議などをさせていただいて、必要であれば、常時していただくような形で協議のほうをさせていただきたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 人の配置が必要になってくるかもしれないので、よくご相談いただいて、限られた指定管理料の中で運営していただいておりますので、ただ危険なことがないように努めていただきたいと思います。

それから、予算書の105ページの児童福祉費の目6、子ども医療助成費に関わってお尋ねします。子ども医療費助成については、年々、対象を拡充してこられて、よそも大分岬町に追いついてきましたけれど、18歳までの医療費助成ということに比較的早くから取り組まれたとあって歓迎しているところです。

それで、この助成なのですからね。ただではないわけですよ。以前から主張しておりますが、この助成というのを無料化にできるだけ近づけていくということが必要なのではないかと思いますけれど、このことについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、これはさきほど聞いた。

109ページの児童福祉費の節18負担金、補助及び交付金の施設型給付費に関わってお尋ねいたします。これも以前から、私だけではなくほかの議員からも求めがあったところでありまして、保育所の利用で、ゼロから2歳児の第1子の課税世帯も無償に加えるという検討をなさってはどうかということを要望してまいったところではありますが、少なくとも検討は具体的にしていだいたりしているのかどうかと思ってお聞きするところです。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 子ども医療費の無償化でございますが、こちらにつきましては、そうですね、歳入がかなり減少することもございますので、すぐに無償化ということは難しいと考えております。

続きまして、施設型給付費の保育料のゼロから2歳の第1子課税世帯の無償化でございますが、こちらにつきましてもちょっと、同じく歳入のかなり減少になってきますので、今のところ難しいとこちらも考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 2つとも当然、一定の予算の見通しが立たなければ難しいものとは思っております。ただ、これに踏み出せばトップクラスを走るぐらいの、大阪府下ではね、子育て支援ということが言えるのではないかというふうに思うんですよ。

子ども医療費の助成については、上限が500円まで保護者負担、窓口でのね、負担でいうと500円までということになっていますよね、医療費については。ですので、例えばそれを300円にするとか、200円にするとか、無償に近づけていくということをぜひご検討いただきたいと、重ねて要望しておきたいと思っております。

それから、もう1つの、こちらが財政負担としては大きくなるのかもしれませんが、似たようなものか、保育料ですね。ここが取り残されているという言い方が適当か分かりませんが、国の制度としてはここにまた穴が開いているところで

ありまして、また親の負担も結構ここは大きいところですよ。保育料が高かったりしますから、小さい子どもほど。ここもぜひ前向きにご検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

この機会に申し上げるのですが、子育て支援については、岬町は本当によく頑張っていると私は思っているのです。ほんとに午前中からもいろいろ聞いてきましたけれども、いろんな細かい点も含めて、手厚い、それからきめ細やかというように思っていますので、これは本当にうまくPRをぜひしていただきたいなど。よく子育てするならどこどこというPRをしているところはありませんけれど、私はこの岬町でもこれを言ってもいいぐらい子育て支援については手厚く、非常に努力されていると思っていますので、これは子育て支援課だけに言うものではありませんが、岬町全体として、PRの中でぜひ努めていただきたいと思います。

少なくとも待機児童がゼロだというだけで、例えば大阪市内とか、北のほうなんて、もう夢のような話なわけですよ。非常に環境もいいと、ゆったりしているというだけでも大きなPRポイントになりますので、若い世代に向けた前向きなメッセージの発信も含めてご検討いただけたらと思います。

坂原委員長 ほかの方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 中原副委員長、確認ですが、先ほどの委員会視察の件ですが、これ場所は淡輪保育所でよろしいですか。淡輪保育所ね。

中原副委員長 そうですね。ぜひこの機会に。

坂原委員長 その件については、本日の審査が終わってから、その他で諮りたいと思います。よろしくをお願いします。

では、これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書108ページから125ページをご覧ください。ただし、114ページ、115ページの目3環境衛生費の節18負担金、補助金及び交付金、土木下水道課分に係るものは他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 113ページの新型コロナウイルスのワクチンですが、今現在、接種率は幾ら

ぐらいになっているのかお願いします。

坂原委員長 答弁をお願いします。

川井所長。

川井保健センター所長 和田議員ご質問の現在の新型コロナウイルスワクチン接種率でございますが、全年代の接種率は、初回接種である1回目、2回目を終わられた方が81.47%、3回目の接種を終わられた方が29.87%、65歳以上の高齢者の接種率に限っては、1回目、2回目の接種を終わられた方が94.15%、3回目の接種を終わられた方が57.15%です。この接種率は、全国、大阪府との接種率と比べましても特に違いはなく、接種は進んでいると思います。

ただし、高齢者の接種率につきましては、全国が61.03%、大阪府が57.69%でございますので、岬町の57.15%は若干低いかとは思いますが、今後、3回目の接種を勧奨するように周知等も行っていくので、接種率は伸びていくと思っております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 今説明の中で25%と言ったのは、あれは何の接種率ですか。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 和田議員のご質問、25%ですが、すみません、少し聞こえにくかったかも申し訳ありません。

こちら20%台は全年代ですね、全年代の方の接種率が、岬町は1、2回目が終わった方が81.47%、3回目、今現在行っている追加接種につきまして、岬町は29.87%、大阪府では21.85%、全国では24.84%となっておりますので、全年代の接種率、3回目の、いわゆる現在行っている追加接種につきましては、大阪府、全国に比べましても、岬町、若干進んでいると認識しております。

和田委員 大阪府の率から言えば岬町はそこまで行っているということですね。29%と言ったかな。これは3回目だと思うのですが、どんどん打ってもらって、早く80%になるようにお願いしておきます。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 121ページの真ん中のフェニックスというのか、フェニックス搬入手数料、これについては前にも聞いたことはあるのですが、搬入者は何トンで1台何幾ら

となっていると思うのですが、一応1台何幾らとなっているのは、搬入するところに幾らという、搬入するところにもお金がかかっていると思うのですが、それを合わせて1台幾らとなるのだけれど、それが分かっていたら。運搬が幾らで、向こうの搬入が幾らか、少し教えていただきたいのですが。

坂原委員長 その1件でいいですか。答弁をお願いします。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 和田委員のご質問にお答えします。

フェニックス搬入手数料ですが、焼却灰、燃えた灰ですね。700トン見込んでおります。1トン当たりの単価が1万1,110円となります。

和田委員 今言っていた1台に1万幾ら。1トン、1トン幾らで、それが運搬賃は分かるのですけれど、搬入先で1台幾ら要るのかな。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 搬入につきましては、臨時職員の方が運搬しておりますので、運搬費につきましてはかかっておりません。委託料とかいうことではないです。

ここでいうのは、焼却灰、灰の1トン当たりの単価が1万1,110円となります。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 車のそれは1トン幾らと分かるのだけれど、向こうの搬入先に幾らかかっていると、そんなのは分からないのかですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 実績でいいますと、令和2年度の実績では542トン運搬しております。

和田委員 542トン、年間持っていつているということは分かるのですけれど、向こうの搬入先はそんなのは分からないということですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 搬入先につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センターに持っていつております。

和田委員 搬入先は分かっているのだけれど、車で1トン幾らというのは分かるのだけれど、向こうの1トンの中に向こうで搬入はただで処分してもらえるのかな。

ああ、搬入先へ払っているのか。ちょうど生活環境課で、搬入先へお金を払っ

ているということですか、あのお金は。運搬もあるけれども、搬入先にも1トン  
幾らということで、渡しているということですね。はい、結構です。

坂原委員長 ほかにございませんか。

道工委員。

道工委員 2件、お尋ねさせていただきます。

まず、115ページの工事請負費ですが、淡輪火葬場の改修工事。私、以前から  
待合棟の床のパンチカーペットが汚くなっているからということをお願いして  
いたのですが、その工事かどうかの確認をまずさせてください。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 淡輪火葬場改修工事62万7,000円ですが、人体炉台車の  
耐火材打ち換え工事として予算計上しております。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 ということは、まだ待合棟の改修は予算を取っていただいていないこと  
ですね。これももう大分何回も言わせていただいていますので、早急に補正でも  
組んで行っていただけませんか。その辺、どうですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 待合棟のシートの件と思いますが、その件につきましてはまた  
検討させていただきます。

道工委員 検討だけではだめなのでね。お葬式の会場で使っていますから、その部分が物  
すごく汚いのですよ。ですから、その辺は本当に検討だけではなく早急に対応を  
してください。町長にお願いしますので、ぜひともよろしく願いしておきます。

それともう1点、117ページの長松の自然海浜のごみ収集委託料ですが、こ  
の間もずっともう何年もボランティアで流木などを上げていただいているグルー  
プもあります。それから、ここ1週間ほど前からは、枯れた松を切り倒して、ト  
ラックに乗せて外へ出していただいている姿も見させていただいているのですが、  
その辺は予算的にはどこかで取っていただいているのですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 長松自然海浜の清掃のボランティアさんの件につきましては、  
消耗品という形で渡しているだけになります。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 大きなもう10年も15年も経った松を切り倒して、トラックで搬送して処分していると思うのですが、そういったトラックでの運賃であるとか、処分費、これは全部ボランティアが見ているのですか。燃料費だけで、見ていないのですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 ボランティアの方にやっていただいたごみにつきましては、道の際に置いていただいて、生活環境課のほうで回収しておりますので、そういった面では費用の発生はしておりません。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 分かりました。それはひとつよろしく願いしておきます。

長松海岸、自然海浜として大阪で唯一の自然海浜ですけれども、本当にこれを守ろうという方で、グループで流木なり、ごみを拾っていただいていますよね。ああいう方々に対してやはりもう少し目を向けてあげていただきたいと思うのですが、もうボランティアで甘えっ放しでいいと思われていますか。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 長松の清掃は、先ほど担当のほうから有償ボランティア、有償というよりもボランティアに近いほうが大きいかなと思うんですけども、それでお願いをしてるんですけども、長松の管理については、松の保全というか、そういうことについては観光協会のほうに委託をさせていただいてますんですけども、それはまた今日の案件と違いますので、また担当のほうから委員のほうに説明するように言いますけども、多分観光協会さんのほうでその辺の管理はしていただいているものと私は理解してるんですけど。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 町長のおっしゃっていることは分かります、それはね。ただ、私が申し上げているのは、流木などを、海へ下りて、上に上げて固めてくれていますよね。それを清掃の委託を受けた方が集めて回っていただいています、そういったボランティアのグループ、2グループほどあると思いますが、そういった方々のことをもう少し面倒を見てあげていただきたいという思いを申し上げているのです。

坂原委員長 何か答弁ございますか。はい、続けてどうぞ。

道工委員 なかなかその辺、取組も大変だと思いますが、その辺はひとつ、その姿を見ればきっと分かってもらえると思うのですが、あの方々は朝早くからやっておられ



ますから、多分見られていないと思います。ぜひともそういう姿を見て、やはり声もかけてあげてほしいし、時にはジュースの1本でも持っていってもらって、ご苦労様という言葉ぐらいはやはり言ってあげないとね、本当にご苦労をかけていますよ。それだけひとつ前向きに検討していただくことをお願いしておきます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 3点お聞きいたします。予算書113ページの上から3行目、コールセンター業務委託料でお尋ねいたします。現在もいろいろとワクチン接種でコールセンターでいろいろと行っていると思いますが、来年度も予算が上がっているわけですが、来年度も何名ぐらいで、どういうところに今委託、今というか、今年とは同じ業者になるのか、どこに委託されているのか分かればお願いいたします。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 奥野委員のご質問にお答えします。

コールセンターの委託業者は、今年度と同様、近畿日本ツーリスト和歌山です。同じところに委託をします。

体制なんですけども、コールセンターのオペレーターの人数については3名から7名で、予約の繁忙期の状況に応じて変更します。そこに1名責任者という形で、1名近畿日本ツーリストの正職員の方がついている状況になります。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 来年度も引き続きよろしくお願いいたします。子どもがまた始まってくるようですから、またよろしくお願いいたします。

次が、121ページの一番下、美化センター建築構造物簡易診断業務委託料143万。これは美化センターの診断ということになっております、簡易診断となっておりますが、その内容をお教えてください。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 奥野委員のご質問にお答えします。

美化センター建築構造物簡易診断業務委託料ですが、美化センターのごみ処理施設を延命化していくに当たり、築36年が経過していますので、焼却施設建屋本体の建築構造物に劣化が進んでおります。今後の施設の改修工事に当たり、そ

の劣化部分や要補修部分を把握するために簡易的な診断を実施するものです。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 毎年、高額な焼却炉の中の煉瓦であるとか、高額の何かいろいろ改修もしていただいておりますけれども、本当に簡易で済むのかという、診断で済むのかという状態かもしれませんが、長寿命化で延ばし延ばしでしていただいていると思っておりますけれども、阪南、泉南あたりは今度建て替えてきれいにされる予定も聞いておりますが、できるだけ延ばし延ばしで、またいずれはというようなときがあるかもしれませんけれども、その辺も考えていただけたらと思います。

もう1点、123ページの14工事請負費で、ごみ処理施設整備工事。この工事代はどういう内容なのか、お教えてください。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 ごみ処理施設整備工事3,019万5,000円ですが、ごみ処理施設の焼却炉の天井の耐火物を保持しているアンカー等の腐食が進行しておりまして、その腐食進行に伴い、アンカー切れによって耐火物の脱落などの問題が発生するおそれがあるため、焼却炉の天井耐火物更新工事を行うものです。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 まだ具体的に数字が思いつきませんが、毎年何かそういう中を高額な費用をかけているような気がするのですが、どうですかね。何か毎年していなかったですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 財政状況によりますので、毎年、毎年、こういった大きな工事をやっているというわけではありません。令和3年度につきましては、ごみクリーンパケットの更新工事が940万ほどありましたけれども、緊急性に応じて、それと財政面を考えまして工事を行っているものです。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 長年使用しているのでやむを得ないところがあると思いますが、先ほどの簡易診断でどういう診断が、結果をまたご披露いただけたらと思います。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 111ページの真ん中、節18負担金、補助及び交付金の中で、上から2

つ目の泉州南部初期急病センター運営費収支差負担金とありますが、これはもしかしたら初めて見たと思っっているのですが、どういうものか教えていただきたいと思ひます。

それから、その2つ下の献血推進協議会補助金という項目がありますが、献血ですけれどね、役場でも定期的に献血をしたりしますが、いつも400ミリリットルしかしていませんよね。200ミリもしてもらえないかと思っっていて、何かこんなところであまり個人的な要望を出したらいけないのか分かりませんが、400ミリだと私は体重制限のハードルが越えられないのです。それで協力したいからもっと少ない単位であれば協力させてもらえると思っっているのですが、何か理由があつて駄目なのでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

それから、その欄の一番下の不妊・不育治療費の補助金に関わつてお尋ねします。今年度から補助上限額を5万円から10万円に引き上げられたということで、大変歓迎されているところと思ひます。

それで、不妊治療、まあ不育治療もそうですが、医療の保険対象の拡充の動きなどもありまして、その点でもご本人の負担は軽くなる面があるかと思ひのですが、保険の適用される治療の内容とかまちまちなようで、逆に本人負担が増えるようなケースも中にはあると聞き及んでいます。

それで、この10万円でおおよそカバーできるのかどうか。人によってその治療法だとか、回数だとか、その辺、かなり差があると思ひるので一概には言えないと思ひのですけれども、できれば本人負担がない格好で補助が出せないものだろうとかと思っっているのですが、その辺は実態がどんなものかと思っってお聞きするものです。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原副委員長の質問にお答えします。

まず、1点目の泉州南部初期急病センター運営収支差負担金、今回121万4,000円計上させていただいております。ご質問にありましたように、ちょっと初めて見るような気がするということをお願いしたんですが、まずこの泉州南部初期急病センターなんですが、こちら泉佐野以南の泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町、3市3町で運営をしております泉州初期医療センターです。場所はりんくうタウンのほうにございまして、現在、泉佐野市が事務局をしてい

ただいでまして、それぞれ市町村が人口割と、あと患者割で計算した収支差益をお支払いしているところです。

これまで平成26年から運用を開始いたしまして、平成26年、30年等については黒字経営となっておりましたので、その場合は、先ほど言いました負担率に応じて分配金を受け取っていたところです。近年でありましては、令和元年度につきましては赤字経営とはなりましたけども、その差益は僅かであったので、岬町は負担金が生じない形となっております。

このコロナ禍におきまして、令和2年度からこの初期急病センターの運営におきまして、患者数等がやはり激減しておりまして、収益が少なくなり、大幅な赤字経営となっている状況にあります。令和4年度につきましては、令和2年度の収支差益について負担をする形となっております、令和2年度につきまして決算のほうで、収入としましては2億1,171万997円、そこから支出がありますが、失礼しました。6,450。すみません、ちょっと申し訳ない。もう一度数字を言います。申し訳ないです。失礼しました。

令和2年度収入のほうで、総額で2億1,170。あれ、すみません、大きな数字を、申し訳ない。2,117万1,997円の収入に対しまして、支出としまして6,451万7,404円、赤字としまして4,334万5,410円となっております。このうち岬町の負担割合といたしまして、今回の金額を計上させていただきます。

受診患者数の激減なんですけど、令和元年度には受診者数として全体で6,957人いたものが、令和2年度につきましては1,798人、6分の1なんです。なので、この初期医療センターの収入のうちの医療収入というものが非常に減っております。その部分がこの3市3町の負担金として今回大幅に上がってきております。

ちなみに令和3年度もやはり同じようにコロナ禍においてやはり患者数が減っておりまして、赤字経営になる見込みだということで、泉佐野から今報告を受けております。

坂原委員長 あとの答弁を、はい、どうぞ。

川井保健センター所長 失礼しました。

2点目の献血の200ミリリットル献血なんですけど、中原副委員長ご質問のと

おり、住民の方からも、特に女性の方でやはり体重が低い方、400ミリリットルの基準に達しないので断られるということなのですが、こちらのほう、やはり献血につきましては日本赤十字社の献血センターと相談をして配車をする中で、やはり400ミリリットル献血を推奨していただきたいということで、血液センターが200ミリリットル献血のほうを献血バスでは行ってません。

これはなぜかといいますと、献血にご協力はいただきたいんですが、やはりお一人の方に輸血をする場合に複数人数の血液を入れることは非常に危険なことになるんです。なので、できるだけ400ミリリットル献血全血でご協力いただいて、安全に輸血ができるようにというところを理由に、現在、200ミリリットル献血についてはバスではお断りをしているというふうに説明を受けているところなので、申し訳ないんですが、岬町においてもやはり献血の安全性を保つために、400ミリリットル献血を住民の皆様にはご協力をお願いしたいと考えております。すみません。

3点目ですね。ご質問いただきました不妊・不育治療費の補助金でございます。令和3年度から上限を10万円に拡充しまして実施をしているところです。委員ご質問がありました保険適用になるというところのご説明を一部させていただきたいと思います。

この不妊治療につきましては、この令和4年の4月から、これまで保険適用外であった治療が保険適用になることが決まっております。その保険診療の内容につきましても、今年の2月25日に、国から内容、概要が発表されたところでございます。委員ご心配されている保険診療になりますので、これまでの患者負担が減ることも考えられるんですが、やはり一部では保険診療ですので3割負担、また治療の中でやはり今回も保険診療が認められなかった先進医療に係る部分については自己負担があるということで、この中で保険診療と、あと自由診療であるもの2つを混合診療にした場合に、保険診療部分、そこの部分も自己負担になるのではないかという課題があったというふうには聞いております。

委員のご質問のように、現在、今回は10万円で予算を確保しております。高額医療等の兼ね合いもあるんですけども、この10万円の中でできる限り補助をしていきたいと考えております。

また、今回、保険適用になっているのは不妊治療に係る部分ですので、これま

でどおり、やはり不育治療に係る部分は今回保険診療の中にはございませんので、その部分も含めてこの予算の中で検討していきたいと思います。

ただし、この予算で、10万円でどこまでを見るのかというのが、この2月25日に保険診療の全容が分かったところですので、岬町もそうなんですけど、近隣3市3町と情報共有をしながら、どこまでの補助をすればいいのかというのを、大変申し訳ないですが、今一生懸命考えているところになりますので、また情報が固まり次第、希望される方にはお知らせしていきたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 初めにお答えをいただいた収支差の負担金のことは、事情はよく分かりました。ただ、多分金額が間違えて言っているのではないかと聞きながら思っていて、私は金額は別に今はいいのです。ああ、そんな大変な状態なのだなと改めて思って聞いていました。

これは、もちろん岬町も赤字なので、その分を補填するということは当然といえば当然なのですが、本当はこれ国がもっとやらないといけないのと違うかなど、医療の分野でもありますのでね。コロナ患者を受け入れれば受け入れるほど赤字になるというのはもう社会問題に既になっていますが、もう一方でこういうことも発生しているのだということを、今日、改めて知ったというところでした。受診抑制も含めていろんな影響が出ているのだということを知る機会になりました。

これはしばらく続く可能性がありますので、きちんとこういうところにも、医療報酬であるとか、そういうところで対応すべだと私は思うのです。ですので、岬町一人でどうこうできないのですけれども、ぜひ機会があればこれは要望していただきたいと思います。

それから、献血のことは諦めます。

それから最後の不妊、不育治療なのですが、資料を求めておきたいと思います。

以前、不妊、不育治療の申請者の一覧、金額も含めて求めて提出をいただいていますので、それを残しておられるかどうか分かりませんが、同じ項目、同じような項目で2020年中、これ、私が頂いたのが2020年の途中の時期までしか分からないものということでしたので、2020年中と2021年度の直近まで分かる範囲で、というところを資料提出いただければと思います。

それから引き続きお尋ねしますが、113ページの一番上の欄に、新型コロナ

ウイルスワクチン個別予防接種委託料とありまして、コロナに関わることはここでお聞きするしかないのかと思います、お尋ねいたします。

あれは全員協議会の場合だったのか、よく覚えていないのですが、陽性者や濃厚接触者になった場合の食料支援のことなのです。あのとき投げかけるのは投げかけたということがあったのですが、その場には川井所長はおられなかったと思います。私のところへも陽性になって、近くに頼れる身内がない方からご一報がありまして、やはりこれは一番身近な市町村が何かの手だてを取らないと、府を通じての食料支援が届くまでの期間が長い状況にありますのでね。一応3日というようには言われていますが、今は検査の結果は出るのが、もしかしたら少し早まっているかと思いますが、検査の結果が出るまでに3日かかっていた時期がありましたよね。だから、その3日間はやはり人との接触は避けなければならないと本人は思うわけです。コロナらしい症状がある人はね。それで3日後に陽性か陰性かの判定が出て、で、陽性であった場合、そこからとにかく人との接触を避けると。それで、その判明してから3日後にしか食料支援が届かないわけなのです。ですので、ほぼ一週間外に出られない状態が続くという状況がありますので、やはりこれは町として積極的に、お困りの方はどうぞ連絡してくださいと。結果が出るのが遅いですから、結果が出てから、今もまだどこの誰がというのは、もしかしたら市町村に伝わっていないのかもしれませんが、食料支援、何らかの形で手当てしますので、お困りのことはどうぞ言ってきてくださいという、こちらからのアクションを起こすというか、そういうことが必要だと思います。

岬町は幸い、結構何か親戚があつたりね、親子関係があつたりして、助け合いが比較的しやすい町だと思いますので、困る方っていうのは恐らくそんなに数はいないのではないかと思います。ただ、そういう状況に立ち至った場合に、本当に困るということで、ただでさえコロナで体がしんどい状況にあつたり、あと家族内感染を何とか広げないためにということで、本当に苦勞される状況にある中で、食べていかなければならないということに、やはり身近な自治体は何らかの手だてが取れないかと。仕組みをやはり作っておくべきだということに思うのですよね。そのことについて、ぜひお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 前回の全員協議会の中で質問していただいたときにも答えをさせていただきましたが、確かに感染者が増えてきて、自宅療養されている方が増えているというふうに思っております。そこで一人暮らしの方、小さいお子さんを抱えてるひとり親家庭の方などについては、本当に食糧について困ってらっしゃる方がいるだろうということもありますので、やっぱりシステム作りが必要ということで、しあわせ創造部と危機管理担当等で、今協議をしながら、システムを構築しているというところです。

そのときにも要望を頂きまして、支援をすることについて広く周知した方がいいのではないかとこの要望もございましたが、真に困ってらっしゃる方の申請、問合せを受けて対応させていただこうということで、お答えをさせていただいたところです。具体的に言いますと、困ってらっしゃる方から保健センター、または危機管理担当のほうに問合せがあった場合については、まず大阪府の配食サービスの申込みをお願いし、今言われましたようにファーストタッチがおくれて、なかなかまだ保健所のほうも連絡がつきにくいということも聞いてます。それによって日もずれ込んでいきまして、申し込まれたとしても3日後ということもありますので、府の配食サービスが届くまでの間、どうしても单身とか、お子さんが小さくて買物も行けない、また親族も近くにおらない、協力していただける友人もいてないという本当に困っていらっしゃる方については、支援が必要やということで、民生委員児童委員協議会の方の協力を得てですね、買物もして、そして非接触で配送するっていうようなところを民生委員児童委員協議会のほうにお願いをして、役員の方からもぜひ協力させていただきたいということを申し入れてもらってですね、万が一そういった問合せがあつて、対応しないけない場合については、今、体制が対応はできる状況になってます。まあどれだけの数があるかっていうことで、どこまで対応できるかっていうことも含めましてですね、それも含めた上で周知する人があるとか、周知しても対応が可能だというふうに判断できればですね、早くにも周知をさせていただいて、本当に困ってらっしゃる方の声が届く体制は、やっぱり必要かなと思っておりますので、それは今後、民生委員の方とも相談しながら考えていきたいなというふうに思っています。

ただ、問合せについては、今のところ、ほんまに過去に1件程度あつたところで、そのときにはまだそういったシステムが構築できてなかったのが、災害備蓄



品を、アルファ化米とかですね、水とかを用意して、保健センターの職員が置き配してきたっていうようなケースは1件ございましたが、それ以降はちょっと、今のところは問合せがない状況で、万が一あった場合については、そういうようなことで対応をやっていきたいと思っています。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 具体的に問合せに対して、災害備蓄も活用して対応されたということで、それは本当によかったと思うのです。それで、真に必要な方とおっしゃいますけれどね、その言い方は余りよくありませんね。本人にとってはね、真に必要なのです。と言いますかね、その言葉はね、やはり、住民の皆さんに対して信頼をもって言っている言葉というように、私は少し考えにくいのです。私はね、必要な方が連絡をしてくるわけでありましてね。連絡があればその方は必要な方なのだとすることで受け止めて、対応していくと。住民の皆さんを、もっと信頼していただきたいと私は思います。

それで具体的にいろんな検討を既に進めていただいている、それで、民生委員・児童委員協議会の皆さんがご協力いただけるというところまで、ご相談いただいているというのを聞いて、本当にうれしいなと思っています。この取組を、もう少し仕組み作りは時間が必要な部分があるかもしれませんが、整ったらずいぶん広く周知をしていただきたいと思います。実際には、そんなに多くの申込みがあるとは、私自身は考えにくいです。私も知っている人がたくさん罹患されていますけれども、また親戚などで、罹患された方もおられて、そこに毎日のように食事を運んでいっているんだとかね、その話も実際に聞いていますから、やはりこの町は助け合いとか支え合いということが出来る人がたくさんおられる町だと思うのですよ。ただ、そうでない人も一定数おられるということも事実ですので、そういった方にも安心して暮らしていただけるまちづくりの一環だというように思うのです。ですので、ぜひ前向きに、そして早く仕組み作りを整えていただいて、周知を広く整えていただきたいと思います。

それで、コロナに関わってもう一つ言いますとね。本当に感染者が増えているときに、保健所も連絡がつかない、土日であれば当然保健センターも役場も連絡がつかない、府の窓口も電話がパンクしている、相談窓口は幾つかありますけれどね、健康に関わることも含めてありますが、もうね、何か所にも電話して困っ

たという声もあったのですね。ですので、そういうコロナに関わって心配ごとが24時間365日受けられるような窓口を、できれば岬町が作れたらいいなと私は思っていますので、そういうことも含めてご検討いただきたいと思います。

続けて聞いてもいいですか。

坂原委員長 ほかにおられますか。先したほうがいいですか。

出口委員。

出口委員 すみません。117ページのですね、節の18、負担金、補助及び交付金の件で、川井所長にお尋ねします。

肝炎治療補助金ですが、これは令和3年度にもですね、60万円の予算を組んでいます。そして今回も60万円という形で、実際に、ほとんどがこの町はC型肝炎の方々だと思えますけれども、まあ多分年代的にもですね、C型肝炎の方、我々の年代が一番多かったのですけれども、ほとんど少なくなってきました、亡くなっている方も多いのですが、ちょっとその令和3年、2年から3年の実績が分かればですね、お教え願いたいのと、これ今年60万円の予算を組んであって、これもまた何人分ぐらいの予算を組まれているのか、その辺も少しお聞きしたいと思えます。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 出口委員のご質問にお答えします。

委員ご質問のとおり、この肝炎治療費補助、ほぼC型肝炎のフリー治療の治療費助成にあてているものになっております。で、現在、令和3年度につきましては、すみません、ちょっと年度途中ですので、今手元に資料がない状況です。で、令和2年度につきましては、13人の方が申請いただきまして、経費としましては34万9,750円支出しております。で、今、60万円で令和3年度、令和4年度も同じようにしておりますが、こちらにつきましても、まず助成額、2万円の方と1万円の方、分けておりますので、2万円の方につきましては、3か月分、お一人につき6万円を、3人分確保しております。で、もう一人が1万円の方ですが、1万円の方につきましては、1万円かける3か月の15人分を計上しております、その費用で行っております。

坂原委員長 出口委員、どうぞ。

出口委員 特にまだ昭和25年から36年ぐらいまでが一番C型が多いのととも、深日

地区が一番多いのです。そういう中で、まだ潜在されている方が、届け出ていない方がですね、多々あると思いますので、その辺もまた一つ、保健センターのほうですね、何とかまた呼びかけをですね、してあげていただいて、前向きに頑張っていたきたいと思います。

坂原委員長 ほかの方ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、続いて中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 予算書の115ページ、これは墓地のことなのですが、あれ、墓地はここか。墓地ではないな。私はなぜ火葬場のところへ。墓地のこと聞いていいですか。ページがどこか分からないですが、あっていますか。失礼しました。

このどの予算ということではないのですが、深日の墓地のことなのですが、以前深日墓地の水道施設の付近で、排水に少し不具合があったり、あと、亀裂が入っているところがあったりしましてね、それでそこは手当をしていたのです。ですけれど、その後またやはり具合が悪いようですので、そこは何とかまた現地確認をしていただいて、該当箇所は分かると思うので、もしかして根本的な何か対策があるのかもしれないと思っていますので、段々畑ではないのだけれど、段々墓地になっていまして、その段々の部分に亀裂が入っているものだから、崩れてきてはいけないので、手当をご検討いただきたいと、要望しておきます。

それから117ページの半分より上の、保健事業費の節12、委託料の検診に関わって、お尋ねいたします。

各種のがん検診で、非常に岬町は受けやすいようにということで、負担、個人負担ですね、受診者への負担を減らしながら、受診率の向上を目指しているわけですが、なかなかここは苦戦していると思うのです。大腸がんと乳がん以外は、少し低下している傾向が見られるなど思っているのですが、時間のこともありますので、資料請求をしておきたいと思います。各種がん検診の今年度については、直近分かるところまで結構ですので、昨年度の健診の受診者数と、受診率についての資料をご提出いただきたいと思います。

それから121ページのごみのことを私からもお尋ねしたいと思います。

121ページの節12、委託料で、少し細くなって恐縮なのですが、上から5

つ目のごみ焼却場残灰検査料、これがね、今年度予算と比べると倍近くの金額になっているようなのです。

それからその2つ下の、焼却場燃え殻検査委託料、これも同様の傾向が見られます。で、これは何か要因があるのか、お尋ねをしたい。ただ単に何か量が増えたということなのか、お聞きしておきたいと思います。

それから真ん中あたりに、可燃ごみから始まる、可燃ごみ臨時運搬委託料、可燃ごみ臨時処分委託料とあります。

それからその下に、し尿浄化槽汚泥運搬処分委託料とありまして、この3つの項目の説明をいただきたいと思います。

それからその下の3つ、ごみ処理施設補修見積り審査委託料と、作業環境測定業務委託料と、大気汚染及びダイオキシン類測定業務委託料、この3つについても増額されておりますので、要因をお聞きしたいと思います。

それから次のページの一番上の、粗大ごみのところでお聞きします。

上から2つ目の粗大ごみ等処分委託料、これはまた増えているわけなのですね、委託料がね。以前聞いたときに、もち込み先が和泉市から三重県の伊賀市に変わったことで、非常に予算、経費が増えたという説明を聞きましたけれども、それが1年前の審査のときの説明だったのですね。それで今回、そこからまたさらに増額されているので、やはり今も三重県の伊賀市に搬入せざるを得ない状況が続いているのか、またごみの量が増えているのか。

先ほど歳入、午前中にね、午前中に少し増えている程度だと、量についてはね。そんなふうの確認させてもらいましたが、少し増えた程度でこんなに見積もらないといけない状況になるのかという疑問をもっていますので、教えていただきたいと思っています。

それから下から2つ目の、粗大ごみと運搬委託料、粗大不燃ごみ、これについても、徐々に金額が増えているわけなのです。年々というところになっておりますが、これも経費が増えているということなのか、そのあたりの要因について、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

まず1点目のごみ質検査料、ごみ焼却場残灰検査料、燃え殻検査委託料、作業

環境測定業務委託料、大気汚染及びダイオキシン類測定業務委託料、これらにつきましては、ごみ処理施設におけます検査業務については、一括して入札を行っております。来年度が入札の年度となりますので、担当課で検査項目の積算をしまして、予算計上したものとなります。

続きまして、可燃ごみ臨時運搬委託料ですが、ごみ処理施設の焼却炉の天井部分の耐火物更新工事の工事期間が約35日間予定しておりますので、この間、可燃ごみ等の搬入を泉南清掃事務組合に搬入予定としております。臨時運搬に係る委託料となります。

その下の可燃ごみ臨時処分、この処分の委託料ですが、これも同じく35日間焼却炉停止に伴いまして、泉南清掃事務組合員への1トン当たり2万円と計算しまして、500トン予定しておりますので、その金額を計上しております。

その下のし尿浄化槽汚泥運搬処分委託料につきましても、天井部の耐火物の更新工事で35日間停止しますので、し尿処理施設から排出される脱水汚泥の運搬と処分委託料の経費となります。

続きまして、粗大ごみと処分委託料、粗大不燃ごみにつきましては、令和4年度につきましても、処分先は三重県の伊賀市となります。違ったところでは、令和3年度処分量を250トンと見込んでいましたが、令和4年度につきましても、300トン見込んでおります。

あと、破碎処理の選別費の増、と処分費の増により、前年度と比べますと42万4千300円上がっております。

続きまして、粗大ごみ等運搬委託料につきましては、美化センターの埋立て処分地から、紀の川市の粉河まで運ぶ運搬委託料となりまして、令和3年度は250トンを見込んでましたが、300トンを見込んで、日数、行く回数も増えたことにより、増加しているものです。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えいただいた案件ですが、これは理屈がよく分かりました。入札するのでということで、今年度の予算の提案のときは、入札した後に例えば落札減などがあって、実体に見合ったものが計上されていたのがというね、そういうことなのだというのは、分かりました。

それで1点目におっしゃったごみ質検査料というふうにおっしゃいましたが、

私が上げたのは、ごみ焼却場残灰検査料のことでありました。それも同じことで  
すね。なるほど、分かりました。

それから、申込先が来年度も三重県の伊賀市まで持っていかなければならない  
ということで、私、一般質問で燃料の高騰とか、そういうことも触れましたけれ  
ど、それもあつて高くなるのかと思っていたりしたのです。それで、これはもう  
ちょっと近いところに持っていくというのは、難しいのでしょうか。ここしかど  
うしようもないのか。これは、持っていく人も大変だろうと思うのですが、経費  
節減はもちろんなのですが、ほかのところ、さらにもう少し近いところで受入  
れ先がないものかどうか、いかがでしょうか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 一般廃棄物を処分できる施設は、都道府県の許可があつて、自  
社にて最終処分場まで持っている業者は、大栄環境、1社しかございません。

大栄環境につきましては、和泉市にも処分場がありますが、和泉市のほうが満  
タンになっておりまして、今は伊賀市まで持っていかないといけなくなっており  
ます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 何かそういうことを聞くと、本当にごみの減量化は必要ですね、はい。深  
刻だなと改めて思います。

それから50トン上乗せして予算組みをしたということのご報告がありました  
けれども、これは大体予算の積算をされるときというのは、過去3年の推移を見  
てとか、1年分を見てとか、いろんなやり方があると思いますが、この50トン  
の上乗せというのは、どういう計算をもとにされたのでしょうか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 3年間平均で実績を出していますけども、前年度に入った分を  
そのまま全部、全てを排出しているわけじゃなくて、積み残し、積み残しで、  
年々残っている分もありますので、一概に去年度が少なかったから、その分  
今年は少ないとかいうわけでもない状況となっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今の説明はよく分からないのですが、積み残しがあつたりするのは、それ  
は分かったのですが、どういふふうにして50トンという数字を出したの

ですかということ聞いています。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 3か年間平均で出したということになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。

これそうですけど、3か年平均で来年度は50トンプラスにするわけですよ。それでこの勢いで、このテンポでどんどん増えていくと大変ですよ。本当にごみの減量化の問題について、これまでもね、考えてこられたと思うのですが、どうすればいいかについては、行政としても考える必要があるし、住民の皆さんにも呼びかけることが必要ならば、そういうことも含めてなさるべきだろうと思います。

参考までに資料を求めたいと思います。

ごみの排出量、種類別に過去5年分、提出をいただきたいと思います。

私の質問は以上です。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 再開は3時25分から行います。よろしくお願ひします。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

坂原委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑ございませんか。

和田委員どうぞ。

和田委員 西地区の、バス、やっただいてありがたいですよ、本当にね。ありがたいですが乗り手が少ないという、話を聞いているのですが、一度この乗り手がなぜ少ないのか。このままいって乗らなかつたら、またとめられてしまったら難儀なことだということで、もっと乗れるような対策をしてほしいのだけど、一度できた

ら調査して、どうしてこんなに少ないのかということの、一応乗ってもらえるような対策練っていただきたいのですが、どうですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 和田委員のご質問にお答えします。

西地区の利用者数が少ないという件ですが、地元の要望により、西畑支線により、中地区、西地区に利用するようというところでバス停を設置しまして、運行を始めておりますが、和田委員おっしゃるとおり、人数で言いますと、1日当たり0.1人ぐらいしか乗っていない状況となっております。そういったことを踏まえ、地元の区長と相談しまして、どういった状況かというのを相談させていただきたいと思います。

和田委員 すみませんが、一度、区長と、西地区の区長と相談して、もう少し、便利が悪いのか、何か分からないけれど、取りあえず、増やすような対策、取っていただきたいので、よろしく願いしておきます。

坂原委員長 ほかにございませんか。

奥野委員どうぞ。

奥野委員 私からも、コミュニティバスの関連でお聞きしたいのですが、去年、今の新しい緑色のバスを、2台目の発注があったと思うのですが、発注してから1年ぐらいかかるようなお話であったと思います。年度末を控えて、もうそろそろ納車の頃かと思うのですが、納車の時期は分かれますか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 令和3年度購入のポンチョですが、2月14日に納車しております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 もう既に納車されているということをお聞きしたのですが、もう、それは、新しく運用されているということですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 2月14日に納車しまして、3月から1台目の車と交互に運転、運行していると聞いております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 ということは、もう4月からは2台とも運行するという形なのでしょうか。



坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 2台ともフル稼働するわけではなく、フル稼働した場合、傷み具合等もありまして、車両の対応年数が早くなる可能性もありますので、交互運転を行いたい。その後状況を見て、運行を伸ばしていくという形にはなると考えております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 前の車が古くて変えたというわけでもなく、でも1台ずつ交代でという感じですが、あえて新しいのを作る必要もなかったかと、今、答弁を聞いてそう思うのですが、いかがですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 基本路線にて運行を行うわけですが、マイクロバス2台とポンチョ2台、この4台で運行を行っていくと考えております。委員のおっしゃるとおり、徐々にポンチョの便数も増えていく形にはなります。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 運行でいろいろとやり方があるかと思えますけれども、やはり新しくなったのは、車体がおりるだとか、何かいろいろ車椅子の方も乗れたりするので、できるだけ新しいもので皆さんに使っていただいたほうがいいのではないかと思います。それと、もう既に1か月弱ぐらい前に入っていたら、一度そういう報告も、納車になっているということをご報告、今後、いただきたいと思えます。

坂原委員長 奥野委員。それも要望でいいのですか。

奥野委員 はい。

坂原委員長 ほかの委員の方。質疑ございますか。

中原副委員長。

中原副委員長 コミュニティバスの件で、住民さんから要望を頂いていることがありますので、お伝えをし、ご検討いただきたいと思います。

バス停、これはこれまでも、ほかの議員の皆さんもおっしゃってきたことですが、改めて申し上げます。バス停の雨よけであるとか、あと暑さ対策のシェルターですね、そういったものや、ベンチの設置、これに対して、やはり根強い要望があるのです。担当課にも恐らくいろんなところから声、寄せられていると思えますけれども、この機会に改めて要望しておきたいと思えます。

それからもう1点、オークワ前のバス停なのですが、あそこがやはり危険ではないかという声が寄せられておまして、どうしても、交通の遮断というか、障害になってしまう。乗り降りをされるときに、ほかの車両が待っていたり、後は横をすり抜けていく、それ自体も少し危ないということで、オークワの店舗の裏側と言いますか、駐車場側、あちらに駐車場を移設できないだろうか、交通事故を心配しての声なのですけれど、そういう声も寄せられておしますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。ただ、あのオークワの前は、せっかく雨よけの屋根が設置された場所でもあるので、何かもったいないという気持ちもなきにしもあらずなのですが、今の2点について、もし現時点で、何かご検討になってきたことなどがありましたら、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目のバス停の雨よけ、暑さ対策、ベンチなどにつきましては、バス停の位置によりますが、歩行者の通れる広い幅であれば、ベンチの設置とかが可能だと考えますが、今、現状のバス停におきましては、泉南警察からはベンチの設置は認めていただけない状況です。雨よけ、暑さ対策につきましては、バス停バス停によって、形状というか、置いている場所が違いますので、その場所によって、つけれる、つけれないがありますので、もう一度、検討したいと思います。

オークワ前のバス停の移設の件につきましても、一度、担当課で検討しましたが、オークワ側の駐車場ある側の一方通行になるところに、バス停の設置なども考えましたが、駐車場内であって、店に入る方も多いなどの理由により、危険であると判断して断念しました。もう一度担当課で検討したいと思います。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 2点目のことなのですが、横断される方がいて危ないから断念したという理由はそれだけでいいのですか。いいのですかと言ったら変な聞き方ですが、既にね、一度検討されたら、そのときは今おっしゃったような、横断者がいてということで危ないので、ということをおっしゃられましたが、そのときの検討はそれだけが理由だったのでしょうか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

それ以外の検討ですが、オークワの前は、一步通行になっていまして、買物に来る方の車が止まっている場合もございます。そういった点から、止まっていた場合は、バスの通行が不可能となってきますので、そういったことも踏まえ、断念に至っているっていうところです。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 あそこは確かに、買物客の方が、路上に駐停車されているケースが多いのですが、そもそものところはそれが問題なのであって、それを、余り前提に考えるのはよろしくないと思います。もう一度検討をいただくということですので、今、申し上げた事柄について、ご検討いただくように要望しておきたいと思えます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

坂原委員長 続いて採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第7号、「令和4年度岬町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。予算書197ページから238ページを御覧ください。質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の209ページ、保険料についてお聞きしたいと思います。

ページが違う。207ページでした。失礼いたしました。

毎回お聞きしますが、今年度の保険料についてどうなるかということ、1年前もお聞きしました。それで、そのときの経過としては、2018年度と比べてということで、かなり引き上げられたいきさつがあつて、それ以上の引上げは何か抑えられそうだけれども、高い水準で推移しそうだという話があつたかと思つています。実際に、今年度は保険料がどういう水準にあつたかということをお聞きしたいというのと、それから、もう一般質問で求めたいことは求めておりますので、この場では重ねて求めるのは控えようと思つますが、一般質問のときに、少し時間が足りなかつた問題がありますので、それについては、少しお聞きしておきたいと思つています。

そのお聞きしたいのは、コロナ減免の問題なのです。コロナに関わつて、特例的に減免が、これは国の制度として考え方、仕組みづくりがなされて、岬町においても行われているということが継続しています。

それで、一つは、コロナ減免、来年度、また引き続きという扱いになるかどうか、その点が1点と、それからもう1点なのですが、コロナ減免を使うときの収入の考え方をどう考えるかという問題です。というのが、例えば、今、確定申告の時期ですので、税法上で言いますと、事業者の方の場合ですね、国のいろんな給付金などが受けられたという場合に、税法上はその給付金についてプラスされているわけなのです。ところが、国保のコロナ特例の減免については、それとは違う扱いがなされているという問題があつて、これはやはり、税法にそろえるような考え方を取られてはどうかと思つているのですが、その扱いについて、お考えをお聞きしたいと思つています。

それから、225ページの項1の保険事業費、保健衛生普及費の一番最後の節18の人間ドックの負担金について、お聞きしたいと思います。

これまでも、上限額の引上げを求めて、実績についてもお聞かせいただけてまいりました。一つは、実績の確認をさせていただきたいと思つます。2020年度の人間ドックと脳ドックの受診者というのか、この助成を受けた方の人数をお聞きしたいということと、今年度については見込みで、いや、直近までの数、こ

れでお聞きしたいと思います。

それから、来年度について、この上限の引上げを行わないのかと思って、期待を込めて聞くものであります。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 来年度の保険料について、上がるのかどうかということなのですが、国民健康保険料につきましては、平成30年度の法改正により、統一保険料率によって変わることになってはいますが、市町村標準保険料率を用いることによって、加入者の保険料負担が増大しないよう、統一基準に合わせるための緩和措置を図ることができるとして、令和5年度までの6年間を激変緩和措置期間としているところです。

本町におきましても、大阪府が示す統一保険料率及び市町村標準保険料率を勘案しながら、緩和措置を講じることができるよう、経過措置を設け、激変緩和措置期間中の保険料率については十分検討し、令和3年度につきましては、統一保険料率で決定したとしてきたところです。

令和4年度の保険料率につきましても、統一保険料率を勘案しながら、被保険者の負担にならないよう配慮しつつ、十分に検討して決定してまいりたいと考えます。

2点目のコロナの減免に関しましては、来年度も引き続き対応されるかということですが、来年度につきましては、国のほうは現在のところ未定と聞き及んでいます。

次の人間ドックの実績ですが、令和2年度の実績でいきますと、人間ドック40件、脳ドック15件になります。今年度2月末の時点ですが、人間ドック70件、脳ドック10件となっております。なお、上限の引上げに関しましては、拡充分につきましては、独自で補助をしていく形になりますので、現在のところ、上限の引上げの検討はさせていただいておりません。しかし、今後、受診費用の相場等、市場調査をさせていただき、拡充の検討材料とさせていただきたいと思っています。

坂原委員長 コロナ特例の扱いとして、何か、あったそうですが。松本理事。

松本しあわせ創造部理事 コロナ特例の所得の考え方のお話の一つ、回答が残っていたかと思うのですが、今のところ、コロナ減免の所得の考え方につきましては、一応、

本町は国基準で実施をさせていただいております。ただ、今後、来年度の内容について、まだ国から詳しいお話はおきてきていないのが現状なのですが、例えばこれが所得の考え方が税法上と同じ考え方に基ついて、というお話になれば、それに沿って所得を考えていく方向になるかなというように考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えいただいていた、今年度の保険料と来年度の保険料が、余り明確に分からなかったのですが、もう少し詳しくお答えいただければと思います。

それから、お答えいただいた人間ドックの関係の実績ですが、今年度は随分人間ドックがもち直しているようで、喜ばしいことだと思っています。もうむしろ、昨年度が随分人間ドックについて落ち込みが激しかったという年になるのかというようにお聞きして感じていました。ただ、脳ドックは一貫して減少傾向にありますね。周知は努力されていると思っているのですが、これはよく活用していただけるように要望しておきたいと思えますけれども、いずれにしても2種類の人間ドックと脳ドック合わせた助成額が予算化されているわけですが、これは年々、実績に基ついて計上していくものですから、減っていつていますね、予算としては。ですので、ぜひ、先ほどのご答弁で、調査もして検討したいというお言葉がありましたけれども、調査ももちろんしていただいたら結構なのですが、上乘せをする格好で、そのことによって検査数が増えるようにしていただきたいと思います。

それから、最後にお答えいただいた件ですが、税の考え方と同じ考えでという方針が示されればということでありましたけれども、これ全国を見ますとね、まだ数は少ないのですが、独自の運用の基準を設けていて、税と同じ考え方に基ついて所得を判定すると、それで、3割以上減った場合はというようなことで、対象について考えるということをするところが既にありますので、ぜひこれは、対象になる方をできるだけ広く考えていただきたいと思います。ご検討ください。

それで1点目のその保険料のことだけもう一度お答えいただければと思います。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 保険料のお話ですが、平成30年度の法改正以降、上がったたり下がったりを繰り返しているのですが、徐々に上がってきているというのが現在

の傾向です。

今回、令和4年度の保険料の料率を統一の保険料率を決定するに当たって、府から示されている内容につきましては、多分ホームページでも調整会議の内容等々は御覧いただけるかと思うのですが、やはりコロナの影響が大きく出ておまして、70歳以上の医療費については下がってはいるのですが、逆に若年層の医療費が上がってきているというお話を聞いております。それも関しまして、被保険者の数も減ってきている現状がありますので、それらを勘案しても、来年度につきましては、多分上昇傾向になるのではというお話を聞いております。

坂原委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論どうぞ。

中原副委員長 今、最後にお答えいただきましたけれども、来年度について、上昇傾向が恐らく避けられないだろうということをお聞きした限りは、なかなか賛同はしにくいところなのですね、これは。それから、あと気がかりなのは、やはり都道府県化がもち込まれて、非常に市町村としては手足を縛られている。これが本当に本格的に始まっていくと、恐らくその傾向はもっと強まるだろうと思います。ただ、このことはなかなか岬町独自の努力というのも難しいものでして、国の制度改定から必要になってくるようなこともありますので、困難ではあると思いますが、この制度そのものの在り方にも承服しかねる部分が大いにありますので、その上でさらに保険料が上がることは避けられないということをお聞いた限りは賛同ができないと考えるものであります。

坂原委員長 賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。よって、議案第7号は、本委員会において可決されました。

議案第8号、「令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。予算書239ページから265ページを御覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 予算書の248ページ、保険料についてお聞きしたいと思います。

一番上の後期高齢者医療の特別徴収保険料と普通徴収保険料と記載をされております。とりわけ特別徴収の保険料なのですけれども、総額が予算上も引き上げられているというか、高くなっているわけなのですが、増額されているわけなのです。それでこの要因は何なのかということについて、お尋ねしたいと思います。

今、7期の保険料の期間ということだったと思いますけれども、もともと6期に引き上げられた保険料が維持されているので、もともと高いのですが、これは軽減措置が完全になくなることによるものなのかということが、少し気がかりになっておりまして、この保険料の歳入として、金額が増えている、増額予算となっているということの要因は、何かに見当たることはあるでしょうか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 後期高齢者制度の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年ごとに保険料率を改定するとされております。今回で8期目の改定になります。

今回の8期の保険料率の改定につきましては、当初の試算で、一人当たり医療給費等の伸びにより引上げ後の一人当たりの平均保険料の伸び率が、8.99%となりました。

その後、医療給付費等の精査を行い、保険料の増加抑制として活用できる剰余金がおおむね190億円程度見込まれることから、これを活用することで、軽減後の一人当たり平均保険料の伸び率が、マイナス0.43%となっております。



結果として、均等割額、所得割率はプラスとなりましたが、一方で保険料軽減後のベースの一人当たりの平均保険料はマイナスとなりました。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 難しい説明をいただきましたが、そうしましたら、何か今の話を聞くと、これは人数の加減なのでしょう。一人当たりでは平均するとマイナスになると、剰余金も活用してと、剰余金の活用は結構なのですが、そうになると、なぜこの保険料の現年度分の金額が上がるのかというのが、よく分からないのですけれど。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 特別徴収の保険料の伸びですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、実際に今現在加入されている方の所得等々に勘案して計算する部分と、来年度後期に移られる方の人数とか保険料とか所得とかも勘案して、大体の保険料を算定するという形になっております。来年度以降、今年度からになるかなと思うのですが、団塊の世代の方が皆さん75歳を超えてこられますので、本町におきましても、年間大体300名ぐらいの75歳以上の年齢到達者が1年間に発生するという形になっておりますので、当然この方々の所得等に勘案した保険料についても、加味をされて、算定を、広域連合のほうで算定をされるという形になりますので、やはりその部分の増は大きいかなというように考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そういうことで言いますと、人数が増えたので、一人ずつの負担は少し軽くできたとしても、保険料の総額としては増えると、人数によるものということですね。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 前回の7期のときの保険料に関しては、副委員長おっしゃるとおり、軽減率の本則化の部分も影響が大きかったと思いますが、今回につきましては、もう令和3年度でほぼ本則に戻っているという部分もありますので、今回の増については、純粋に被保険者の増ではないかというように、担当課では考えております。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、中原副委員長。

中原副委員長 いつもこの後期高齢者医療の保険料については、制度そのものを認めがたいという立場から反対をさせていただいております。

それで、今、確認したところ、年に今後、何年間ぐらい続くか分かりませんが、300人ぐらい年間で後期高齢者医療、75歳ですね、以上になっていく方が増えるということは語られました。私はこの制度は非常に無慈悲な制度だと思っています。75歳を超えるとというか、高齢になればなるほど医療にかかる必要性は増していくのが普通のことであって、その方々だけを囲い込んで、2年に1回の見直しの保険料のもとにさらすということが、本当にひどいなと思っています。ただ、これは岬町が決めたということではないので、岬町に責任は一切ないのですが、先ほど軽減措置がなくなると、今年度なくなるということがありまして、まだ過去であれば負担を軽くする方法はあったわけですが、それも来年度についてもなくなってしまったもとに置かれるということを考えた場合に、賛同はできないと考えるものであります。

坂原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

議案第11号、「令和4年度岬町介護保険特別会計予算について」を議題とします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。予算書313ページから360ページを御覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 介護保険料についても、いつも負担を何とか軽くできないかということをお尋ねしております。それで現時点では、今年度から始まった3年間の期間の保険料ということになっているかと思うのですが、これについても予算書を見ますと、総額としては、保険料の総額としては、322ページの保険料についてお聞きしています。保険料の総額としては引き上がっていることになっているのですが、これも先ほどと同様で人数が増えているからという考え方なのか、何か理由があればお聞きしたいというのが1点目です。

それから同じページの一番下、地域支援事業交付金のところで、いわゆる総合事業について記述がなされています。よくお聞きしていることですが、いわゆるチェックリストのみに基づいて、この総合事業を利用されている方が現在何人おられるか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点ですが、344ページの地域包括支援センターの運営委託料についてお尋ねしたいと思います。これは予算額の増額が見られるのですが、要因についてお示しいただきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。

まず1点目、保険料のことですね。昨年度から増えているという要因でございますが、保険料、介護保険特別会計の保険料の予算の算定につきましては、歳出で必要な保険給付費、地域支援事業、あとは一般事務経費の分を、法定で必要な負担区分に応じて負担した形で歳入を計算しておりますので、実際の人数で積算した額ではない積算となっております。保険給付について、やはり少し毎年増額をしていきますので、その分に応じて、若干予算のほうも増額という形状になっていっているものでございます。

2点目の地域支援事業の総合事業のチェックリストのみの利用者数でございますが、こちらにつきましては、一番直近で現在4名の方が利用されておる状況です。運用につきましては、従前から変わらずに、先に認定を受けられた方で、更新の際に総合事業のみの利用の方で、希望があればチェックリストのみの運用とさせていただきます。

3点目、包括支援センターの委託料の増ですけども、こちらにつきましては、

包括支援センターにつきまして、岬町の社会福祉協議会に委託を出しておるところですけれども、令和3年度末をもって、5年間の委託契約期間が一旦終了しました。令和4年度以降につきまして、新たに包括支援センターの委託事業者を募集しまして、また同じ社会福祉協議会さんに決まったんですけれども、その際に提案額のほうが上がってきたということで、そちらで計算させていただいて、契約期間の更新によるものの増額と考えていただければと思います。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 その新たに契約したことに伴う増額であるという説明でした。

この契約は何と言うか、入札ではないのだけれど、随意契約ということなのか、一定の競争が働いているものなのか、その点についてお聞きしたいのと、それから契約期間は、今回も3年間ということなのか、契約の期間ですね、それについてもお聞きしたいということと、それから年間で言うと250万円ぐらい増額になっているのでしょうか。その要因、要は提案されたときに、それについてもお聞きになっているのではないかと思います。ですので、なぜ提案額の上昇が必要なのか、その点についてもご説明をいただきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。

まずは令和4年度以降の包括支援センターの委託事業者の募集につきましては、公募方式を取りまして、公募の提案方式ということで、募集事業者を募りました。応募されたのが岬町の社会福祉協議会1社だけだったので、そちらのほうの出された書類のほうを審査いたしまして、社会福祉協議会様に委託事業者とすることを決定いたしましたものです。契約期間につきましては、令和4年度から5年間の契約、従前も5年間の契約でございましたので、同じ5年間の契約でさせていただいております。

あと委託料の増額の要因ですけれども、提案額のほうを見させていただきますと、大きくは人件費が増額しておりました。人件費が増えたことが主な原因でありまして、あと事務経費が少し増額したということで、大きくは人件費が上がったというものでございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 人件費が上がっていたと、必要なことにはもちろんお金は使ったらいいと

思うのですが、その人件費が上がっていたというのが、なぜ人件費が上がっているのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 人件費の上昇につきましては、今現在雇用されている方の昇給分が見込まれておきまして、そういったことを5年分見込んで、算定したというふうに聞いております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 昇給分が年間にしたら250万円ぐらいになるということなのですね。全て人件費ではないようでしたが、そういうことなのですか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 そうです。全て人件費というわけではなく、丸々250万が人件費ではないんですが、大きくは人件費で、昇給分ということで確認しております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは働いている人の人数は同じですかね。専門、3つの専門職が配置され、ケアマネジャーさんが3人であったか4人であったか、それでまた何か今、応募、急募、募集していますよね、ケアマネさんをね。体制は前と変わらないのか、その人数的なことも教えてください。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 人数につきましては、従前と変わらず、法定の3職種ですね、社会福祉士、保健師、主任ケアマネが1名ずつと、あとケアマネジメント事業としまして、ケアマネジャーが3名ということで、聞いております。

今現在、一人募集しているというふうにおっしゃっていただいたんですが、確か今年に入ってから、勤めておられるケアマネジャーさんが、体調を崩されて、お休みされている状態で、4月以降の新たな方を募集されているということで聞いております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 余り立ち入ったことはお聞きするのもどうかとは思っているのですが、何か今の説明だとよく分からないのが、その体調を崩してお休みになられている方がいて、その方の立場がどうなるのかよく分からないけれども、もう一人雇うという、要は4人体制にすると、そういうことなのですか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 今、休んでいる方につきましては、契約期間が3月末で切れるということで、そのまま契約の更新をしないということで聞いておりました、新たな方をお雇いになると聞いておりますので、人数的には変わらないと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私は運営について、委託先の状況も含めていろいろお聞きするのは、以前であれば町が直営で行っていた事業ですので、それが委託に出すことで、非常に見えにくくなる、だけれど安定した運営というのが非常に大事な事柄でありますので、その点について、心配なことがないかという意味で、いろいろお聞かせいただきました。

定期的に恐らくいろんな意見交換と言いますか、協議もしながら運営についてはご相談いただいていると思いますので、必要な援助があれば、町からも援助しながら、安定的な運営、そしてサービスを、しっかりと提供できるようにということは願うものです。

ただその昇給に対する、ここは財政運営も大丈夫な状況ですかね。財政運営についてもちょこちょこお尋ねしますが、大もうけをしてもらったら困りますが、一定の安定した運営を続けていただくということを考えた場合に、プラスアルファの部分も、きちんと出しながら運営されていると思いますが、そのあたりで不安な要素はないかどうか、最後に確認させていただきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 そうですね。安定した運営ということで、包括センターのほうにですね、今年度の状況はまだ出ていない状況なんですけど、決算見込みとしてはどのような見込みを立てているかという確認を直近でさせていただいたところ、今年度につきましては、赤字にはならないというふうには見込んでいるということをおっしゃっていただいておりますので、何とか黒字でやっていく見込みを立てていただいているのかなと、考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 聞いたらもうこれで終わりと思っていたのですが、何か不安を感じさせる言葉をお使いになったような気がするのですが、今年度については赤字にはならないという言い方、黒字、黒字は黒字だけど、ぎりぎり黒字みたいな感じに

聞こえるのですが、そういう感じなのですかね。まあまあ、余り踏み込まないでおきましょうか。財政運営についても、安定した運営ができるようにしていただけるように、お願いしておきたいと。そういう意味では、よく連携を取って、運営がスムーズに行くように、岬町としても努力をしていただきたいと思います。私は今でも、この事業は岬町の直営に戻すべきだと考えております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、どうぞ。

中原副委員長 この介護保険料が高いという問題は、いつも指摘をさせていただいておりますが、来年度についても今期の高い保険料のまま維持されざるを得ない、そしてそれに対する特段の手だても取られないということでもありますから、賛同はしかねる立場であります。

チェックリストについては、適切な運用が図られていると思いますが、先ほどお聞きした地域包括支援センターの運営については、やや不安を感じさせるものもありまして、先ほど質疑の中で最後に申し上げましたけれども、安定した運営、いろんな角度から安定した運営がなされるように、要望したいと思います。

坂原委員長 賛成討論おられませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第19号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につ

いて」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案8件については、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 それでは、先ほど中原副委員長のほうから提案のありました委員会視察の件を、少しお諮りしたいと思います。先ほどの審議の中で、予算書の101ページですね、淡輪保育所のトイレ改修工事、それから淡輪保育所の避難用滑り台撤去工事、この2件について、工事が終わった後、現地視察するという、委員会でそうしようという提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 よろしいですか。

それでは異議なしと認めます。



では日程については、また現地で工事の終了の日程もありますし、担当者と相談しながら日程も決めさせていただいて、連絡をさせていただきます。では、その件はそれでよろしく申し上げます。

他に何か意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方の協力をお願いします。

これで、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後4時24分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

令和4年3月9日

岬町議会

委 員 長      坂 原 正 勝